

全国歯科医師会保研会報

96号 2025.05



第96回通常組合会

令和7年度事業計画、歳入歳出予算案を承認 保険料の改正を決定

令和7年3月16日（日）午後1時より、トラストシティカンファレンス・丸の内（丸の内トラストタワーN館11階 ROOM2+3+4）にて、第96回通常組合会が開催された。

山田雅敏議長の挨拶の後、阿部義和副理事長の開会の辞へと続き、議事録署名人に香川県支部の松岡利安議員が指名された。



続いて物故組合員に対する黙祷を行い、今年1月に79歳でご逝去された島根県支部の仲佐善昭元副理事長をはじめ、1種組合員36名、2種組合員2名、3種組合員7名、後期高齢者の1種組合員54名、各組合員の家族14名、計113名の方々のご冥福をお祈りした。

三塚憲二理事長の挨拶の後、議事に入り令和7年度保険料賦課額案、組合同規約の一部改正案、令和7年度事業計画案、令和7年度歳入歳出予算案、職員退職手当積立金の処分案、和歌山県歯科医師国民健康保険組合との合併日案について、慎重審議の結果、原案どおり可決承認された。

途中、進行を山田雅敏議長から岡左登志副議長へと交替し、森秀司副理事長が閉会の辞を行った。



阿部副理事長



山田議長



岡副議長



森副理事長

■理事長挨拶

三塚理事長

皆様方、本日は足元の悪い中、また年度末のお忙しい中お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

国保組合は、相互扶助という精神に基づき運営され、皆様方のご協力をいただいて健康を守っていくという、国民皆保険制度の1つの柱になっているということは、もう先生方のご存知の通りでございます。しかしながら、昨今の国庫の定率補助率の見直しなど、現状が非常に厳しい状況になってきております。そして、私たちの取り巻く環境も随分変わってきております。



まずは、組合員の被保険者数が減ってきており、高齢者がこの少子高齢化社会の中で増えてきているため、後期高齢者支援金が非常に膨らんできている状況があります。さらに、高額医療は1億円を超える医薬品が出てきており、そういったことで高額医療費が逼迫した状況になっている中で、歯科医師国保組合も厳しい運営を強いられている現状もあります。

今まで国は、健保と国保、この2つで進めてきておりましたが、例えば国保組合の組合員数の減少について、それに対して施策を打つのではなく、協会けんぽの方に集約すべきと受け取れるような施策が出てきております。私たちはこういった点に注目しながら、国の動きに敏感に対応し、それに対して論陣を張り、しっかり進めていただかななくてはなりません。

令和8年度から和歌山県が全国歯科医師国保組合に加入して、21支部になる予定でございます。そこで厚労省に合併についての説明をしまいいりました。厚労省としてはやはり国保組合は1つにまとまって欲しい、1つにまとまることによって財務省との交渉もでき、国保組合の体力がついてくると考えているため、ぜひ歯科医師国組保合が1つにまとまるよう働きかけていただきたいと、話を伺っております。従いまして、少しずつたくさんの歯科医師国保組合の先生方と話をしながら進めていこうかと考えておりますので、私たちの考え方をぜひご理解いただければと思っております。

そして国の子育て支援制度の問題は、財源の一部として子育て支援の基金を作るということで令和8年度から少しずつ被保険者からも徴収することになり、公費だけではなく、保険者からの負担が生じることになっております。

従いまして、令和8年度は新しい医療制度に入れ替わっていく時期ではないかと考えており、こういった動きをしっかり把握しながら活動を続けていきたいと思っております。

全国歯科医師国保組合は今回保険料の見直し等を行いまして、非常にすっきりとした組合運営ができるようになりました。その中で私たちの財政は、平成22年の民主党政権の時、事業仕分けの中で所得の高い組合の国庫補助率をなくしてしまおうという動きがありました。その後、16%組合になるのではないかとこの予測のもとに、平成23年度から組合員の保険料を引き上げて徴収してまいりましたが、私たちの定率補助率は30%になり、保険料は据え置き状態で長期間やっておりましたが、それにより現在法定積立金を含めて全部で58億円ございます。そのため私たちの組合は非常に安定した運営ができております。

その背景をもとに保健事業の充実をはかり、実際に市町村国保に比べると遥かに手厚い運営ができております。そして健保組合の保健事業と比較しても遜色のない状態の運営をしております。

従いまして、全国歯科医師国保組合は非常に安定した状態で運営をしており、今後もこの状態で運営していけることを組合員の皆様にご理解いただきたいと思いますと思っております。

今回の保険料の改定を簡単に計算すると、約16%アップになりますが、これは他の歯科医師国保組合に比べアップ率は低く、さらに58億円という背景があるため、非常に安定した運営状況となっております。ぜひその点を理解していただきたいと思います。

令和8年度が歯科医療界の大きな節目の年となってまいります。この令和7年度はそれに向けての改革の1年目という位置づけで、組合員の皆様方と頑張っていきたいと思っておりますので、ぜひご支援、ご協力、そして様々なご意見を頂戴しながら進めていきたいと思っております。

議 事

第1号議案 令和7年度保険料賦課額(案)の件

三森常務理事より令和7年度保険料賦課額（案）の算定方法の詳しい説明があり、承認された。

令和6年度より16%組合となったことによる大幅な国庫補助金の減少、また毎年の5%程度の療養給付費の増加、さらに高齢社会による支援金等の増額ばかりでなく、令和8年度からは、新たに「子ども・子育て支援金」の創設も決まっている。

このような現状のなかで保険料額を年度毎に算定することは困難であり、必要保険料額に対する明確な「保険料の算定基準」を設け、各組合員の賦課徴収額を定める事とする。その中で組合員間の「公平性」に配慮しつつも、急激な保険料の増額とならないようにした。



【算定基準】

①事業主に賦課される「所得割」の徴収額は、必要な保険料徴収額の「25%」とする。後期高齢者支援金、介護納付金に於いても「所得割」を適用する。

②1種組合員間の保険料率の平等性を保つため、診療報酬上限額を「1億円」とする。

保険料率に関しては、医療費（前期高齢者納付金含む）、後期高齢者支援金、介護納付金及び令和8年度からの子ども・子育て支援金に関しても必要な額の25%から算出し料率を定める。

③「均等割」の賦課徴収額は必要な保険料徴収額の「75%」とし、急激な変動・引き上げとならないように、各組合員の保険料は現状の比率は維持することとする。

1種組合員：2種組合員：3種組合員：家族＝1：1.5：1：0.7

※基準の策定に当たっては、市町村国保、協会けんぽの保険料との比較などシミュレーションを行い1種組合員の負担額が少なくなるように検討を重ねた。その結果として3種組合員の保険料負担が「協会けんぽ」と比較し大きくなっている。

第2号議案 組合規約の一部改正(案)の件

小山専務理事より以下の組合規約の一部改正(案)の説明があり、承認された。

①傷病手当金、出産手当金支給額改定

傷病手当金、出産手当金の支給額改定については令和7年4月1日から適用する。



全国歯科医師国民健康保険組合規約一部改正(案)新旧条文比較対照表

(下線部が改正部分)

改 正	現 行
第3章 保険給付 (傷病手当金) 第15条の1 組合は、毎月納付すべき保険料を納付期日までに納付している組合員である被保険者が療養の給付を受けている場合において、その療養のため入院した場合は、入院した日から入院期間中傷病手当金として、<u>組合員である被保険者は1日につき4,000円を支給する。</u> ただし、同一年度内の疾病について支給期間90日を限度とする。なお、支給期間の計算は、傷病手当金と傷病見舞金の支給期間を合算する。 (出産手当金) 第15条の2 組合は、被保険者である組合員が出産したときは、産前6週間、産後8週間において業務に服さなかった期間、1日につき<u>4,000円</u>を組合員の申請により支給する。 ただし、支給期間は連続した90日を限度とする。 (傷病手当金と出産手当金との調整) 第15条の3 <u>傷病手当金と出産手当金の支給を同時に受けられるようになったときは、出産手当金の支給を優先し、傷病手当金を支給しない。</u> 附 則 1.この規約は、令和7年4月1日より施行する。 2.第15条 「1種組合員である被保険者は1日につき4,000円を、2種組合員である被保者又は3種組合員である被保険者は1日につき1,500円を支給する。」を「組合員である被保険者は1日につき4,000円を支給する。」へ改正。 第15条について、入院日が施行日前である被保険者に係る傷病手当金については、なお従前の例による。 3.第15条の2 「1日につき1,500円を組合員の申請により支給する」を「1日につき4,000円を組合員の申請により支給する」へ改正。 第15条の2について、産前産後期間が施行日前である被保険者に係る出産手当金については、なお従前の例による。 4.第15条の3 「傷病手当金を支給する場合において、その期間、出産手当金は支給しない。」を「傷病手当金と出産手当金の支給を同時に受けられるようになったときは、出産手当金の支給を優先し、傷病手当金を支給しない。」へ改正。	第3章 保険給付 (傷病手当金) 第15条の1 組合は、毎月納付すべき保険料を納付期日までに納付している組合員である被保険者が療養の給付を受けている場合において、その療養のため入院した場合は、入院した日から入院期間中傷病手当金として、<u>1種組合員である被保険者は1日につき4,000円を、2種組合員である被保険者又は3種組合員である被保険者は1日につき1,500円を支給する。</u> ただし、同一年度内の疾病について支給期間90日を限度とする。なお、支給期間の計算は、傷病手当金と傷病見舞金の支給期間を合算する。 (出産手当金) 第15条の2 組合は、被保険者である組合員が出産したときは、産前6週間、産後8週間において業務に服さなかった期間、1日につき<u>1,500円</u>を組合員の申請により支給する。 ただし、支給期間は90日を限度とする。 (出産手当金) 第15条の3 <u>傷病手当金を支給する場合において、その期間、出産手当金は支給しない。</u>

②保険料の賦課額

保険料賦課額の改定については、令和7年4月1日から適用する。

(下線部が改正部分)

改 正	現 行
第5章 保険料 (保険料の賦課額) 第18条 組合員は、保険料として、第一号から第四号までのいずれかの額と第五号に掲げる額との合算額を、毎月組合に納付しなければならない。 一 1種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。 ただし、当該組合員が介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。 イ 国民健康保険事業に要する費用に充てるために算定した基礎賦課額 (以下「基礎賦課額」という。)として、次の(1)及び(2)に掲げる額の合算額。 (1) 所得割賦課額 前年1月から12月までの1年間の社会保険診療報酬、国民健康保険診療報酬及び後期高齢者診療報酬の合算額に1000分の4.8を乗じた額を月額割とした額。 ただし、1年間の診療報酬額の合算額は、<u>1億円</u>を上限とし300万円を下限とする。 (2) 均等割賦課額 月額<u>11,000円</u> (年額<u>132,000円</u>) ロ 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金等賦課額（以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。） (1) 所得割賦課額 前年1月から12月までの1年間の社会保険診療報酬、国民健康保険診療報酬及び後期高齢者診療報酬の合算額に1000分の1.9を乗じた額を月額割とした額。 ただし、1年間の診療報酬額の合算額は、<u>1億円</u>を上限とし300万円を下限とする。 (2) 均等割賦課額 月額<u>4,300円</u> (年額<u>51,600円</u>) ハ 介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額（以下「介護納付金賦課額」という。） (1) 所得割賦課額 前年1月から12月までの1年間の社会保険診療報酬、国民健康保険診療報酬及び後期高齢者診療報酬の合算額に1000分の1.2を乗じた額を月額割とした額。 ただし、1年間の診療報酬額の合算額は、<u>1億円</u>を上限とし300万円を下限とする。 (2) 均等割賦課額 月額<u>4,200円</u> (年額<u>50,400円</u>) 二 2種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。 ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。 イ 基礎賦課額 月額<u>16,400円</u> (年額<u>196,800円</u>) ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額<u>6,400円</u> (年額<u>76,800円</u>) ハ 介護納付金賦課額 月額<u>6,300円</u> (年額<u>75,600円</u>) 三 3種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。 ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。 イ 基礎賦課額 月額<u>11,000円</u> (年額<u>132,000円</u>) ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額<u>4,300円</u> (年額<u>51,600円</u>) ハ 介護納付金賦課額 月額<u>4,200円</u> (年額<u>50,400円</u>) 四 後期高齢者の1種組合員については、後期高齢者の1種組合員の保健事業に要する費用に充てるために算定した後期高齢者の1種組合員賦課額として月額5,000円 (年額60,000円) とする。	第5章 保険料 (保険料の賦課額) 第18条 組合員は、保険料として、第一号から第四号までのいずれかの額と第五号に掲げる額との合算額を、毎月組合に納付しなければならない。 一 1種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。 ただし、当該組合員が介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。 イ 国民健康保険事業に要する費用に充てるために算定した基礎賦課額 (以下「基礎賦課額」という。)として、次の(1)及び(2)に掲げる額の合算額。 (1) 所得割賦課額 前年1月から12月までの1年間の社会保険診療報酬、国民健康保険診療報酬及び後期高齢者診療報酬の合算額に1000分の6.5を乗じた額を月額割とした額。 ただし、1年間の診療報酬額の合算額は、<u>6,000万円</u>を上限とし300万円を下限とする。 (2) 均等割賦課額 月額8,600円 (年額103,200円) ロ 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金等賦課額（以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。） 月額<u>4,300円</u> (年額<u>51,600円</u>) ハ 介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額（以下「介護納付金賦課額」という。） 月額<u>4,700円</u> (年額<u>56,400円</u>) 二 2種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。 ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。 イ 基礎賦課額 月額<u>16,500円</u> (年額<u>198,000円</u>) ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額<u>4,300円</u> (年額<u>51,600円</u>) ハ 介護納付金賦課額 月額<u>4,700円</u> (年額<u>56,400円</u>) 三 3種組合員については、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。 ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。 イ 基礎賦課額 月額<u>9,000円</u> (年額<u>108,000円</u>) ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額<u>4,300円</u> (年額<u>51,600円</u>) ハ 介護納付金賦課額 月額<u>4,700円</u> (年額<u>56,400円</u>) 四 後期高齢者の1種組合員については、後期高齢者の1種組合員の保健事業に要する費用に充てるために算定した後期高齢者の1種組合員賦課額として月額5,000円 (年額60,000円) とする。

五 組合員の世帯に属する被保険者については、1人につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。 ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、1人につき、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。 イ 基礎賦課額 月額<u>7,700円</u>（年額<u>92,400円</u>） ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額<u>3,000円</u>（年額<u>36,000円</u>） ハ 介護納付金賦課額 月額<u>2,900円</u>（年額<u>34,800円</u>） 2. 保険料の賦課について前項に定めるもののほか必要な事項は別に定める。 （賦課期日）～（保険料の減免） 略 附 則 1. この規約は、令和7年4月1日より施行する。 （第18条第一号のイ（1）料率を1000分の6.5から1000分の4.8に改正、1年間の診療報酬額の合算額は、6,000万円の上限から1億円の上限に改正） （第18条第一号のロ（1）所得割賦課額（2）均等割賦課額を追加） （第18条第一号のハ（1）所得割賦課額（2）均等割賦課額を追加） （第18条第二号 基礎賦課額月額16,500円を16,400円（年額198,000円を196,800円）に改定、後期高齢者支援金等賦課額月額4,300円を6,400円（年額51,600円を76,800円）に改定、介護納付金賦課額 月額4,700円を6,300円（年額56,400円を75,600円）に改定） （第18条第三号 基礎賦課額月額9,000円を11,000円（年額108,000円を132,000円）に改定、介護納付金賦課額 月額4,700円を4,200円（年額56,400円を50,400円）に改定） （第18条第五号のイ 基礎賦課額月額（1）1種家族 月額6,600円（年額79,200円）、（2）2. 3種家族 月額6,000円（年額72,000円）を、イ 基礎賦課額 月額7,700円（年額92,400円）に改正、後期高齢者支援金等賦課額 月額4,300円を3,000円（年額51,600円を36,000円）に改定、介護納付金賦課額 月額4,700円を2,900円（年額56,400円を34,800円）に改定） （別表3-1保険料額及び保険料限度額（基礎賦課額）、3-2保険料額及び保険料限度額（後期高齢者支援金等賦課額）、3-3保険料額及び保険料限度額（介護納付金賦課額）を追加）	五 組合員の世帯に属する被保険者については、1人につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。 ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、1人につき、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。 イ 基礎賦課額 （1）1種家族 月額<u>6,600円</u>（年額<u>79,200円</u>） （2）2. 3種家族 月額<u>6,000円</u>（年額<u>72,000円</u>） ロ 後期高齢者支援金等賦課額 月額<u>4,300円</u>（年額<u>51,600円</u>） ハ 介護納付金賦課額 月額<u>4,700円</u>（年額<u>56,400円</u>） 2. 保険料の賦課について前項に定めるもののほか必要な事項は別に定める。 （賦課期日）～（保険料の減免） 略
--	--

③保険料の納付期限の延長、罰則

保険料の納付期限の延長、罰則については、認可の日から施行し、令和6年12月2日から適用する。

改 正	現 行
第5章 保険料 (保険料の納付期限の延長) 第26条 理事長は、組合員が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認めた場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる全額を限度として、<u>6ヵ月（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した組合員に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）以内</u>の期間を限って徴収猶予することができる。 一 組合員がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき 二 組合員がその事業又は業務を休止したとき 三 組合員がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき 四 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき 第11章 罰 則 第69条 組合は組合員が法第22条の規定において準用する法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、<u>100,000円以下の過怠金について理事会の議を経て</u>課する。 附 則 (施行期日) 1. この規約については認可の日から施行し、令和6年12月2日から適用する。 (第26条の6ヵ月以内に（ただし書きを追加）） (第26条第1項第一号の「傷病又は」を「その資産について震災、風水害、落雷」に改正) (第26条第1項第三号の「事業」を「事業又は業務」に改正) (第69条の「第9項」を「第5項」に改正) (第69条の「若しくは虚偽の届出をした場合又は法第22条の規定において準用する法第9条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれにに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改正) (第69条の「100,000円以下の過怠金」を「100,000円以下の過怠金について理事会の議を経て」に改正) (経過措置) 2. この規約による改正後の第26条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。 3. この規約の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号） 第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規約の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	第5章 保険料 (保険料の納期限の延長) 第26条 理事長は、組合員が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認めた場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる全額を限度として、<u>6ヵ月以内</u>の期間を限って徴収猶予することができる。 一 組合員が傷病又は火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき 二 組合員がその事業又は業務を休止したとき 三 組合員がその事業について甚大な損害を受けたとき 四 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき 第11章 罰 則 第69条 組合は組合員が法第22条の規定において準用する法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は法第22条の規定において準用する法第9条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに<u>応じない場合</u>においては、その者に対し、<u>100,000円以下の過怠金</u>を課する。

第3号議案 令和7年度事業計画(案)の件

小山専務理事より令和7年度事業計画（案）について説明があり、承認された。

I 令和7年度事業計画について

- ① 保険料賦課額の改定
新たな保険料算定基準に改正
- ② 傷病手当金の支給額の改定
組合員である被保険者に1日につき支給額を4,000円に改定
- ③ 出産手当金の支給額の改定
組合員である被保険者が産前産後において業務に服さなかった期間1日につき支給額を4,000円に改定
- ④ 高額療養費制度の見直し
高額療養費制度の自己負担限度額（月額）を、令和7年8月から引き上げる政府方針は全面凍結、今秋までに再検討となった。
- ⑤ 令和7年8月に「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」の一斉発行
- ⑥ 資格確認調査の実施
- ⑦ 所得調査の実施
- ⑧ 和歌山県歯科医師国民健康保険組合が合併することに関する対応

II 実施事業

※令和7年度の保険料賦課額、保険料賦課額の免除、療養給付費の支給、保健事業の詳細につきましては、申請方法と合わせて後述しています。

1. 保険給付

(1) 傷病手当金の支給

組合員が入院した場合、申請により1日目から傷病手当金を支給する。
なお、同一年度内90日を限度とする。

種 別	金 額
1・2・3種組合員	入院1日につき <u>4,000</u> 円

(2) 出産手当金の支給

組合員が出産したときは、産前6週間、産後8週間において業務に服さなかった期間とし、支給対象は組合員となって継続して1年経過した日の翌日から、組合員の申請により出産手当金を支給する。
ただし、支給期間は90日を限度とする。

種 別	金 額
1・2・3種組合員	1日につき <u>4,000</u> 円

※傷病手当金と出産手当金の支給を同時に受けられる場合は、出産手当金を優先し、傷病手当金を支給しない。

2. 被保険者証廃止に伴う対応

令和7年8月1日より全被保険者に対し、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」の一斉発行を行う。

3. 資格確認の実施

資格確認調査を実施する。（3年に1回）

4. 所得調査の実施

国民健康保険組合の被保険者に係る地方税法の規定による市町村民税の課税標準額の調査の実施。

5. 和歌山県歯科医師国民健康保険組合との合併に伴う対応

Ⅲ 事務処理の適正化と効率化

医療制度を取り巻く環境が大きく変動する中で、特に国保組合は国庫補助制度の見直しが実施され、国庫補助が段階的に引き下げられるなど、事業運営にも大きな影響がでることとなる。

このような状況を踏まえ、実施事業の見直し及び事務処理の見直し等事務処理の効率化に努める。

また、基幹システムについては、計画的な機器の更改等により安定した保守対応と業務継続に必要なインフラ整備を行い、国及び当組合の制度改正等に伴う開発・改修について敏速かつ正確に対応する。

Ⅳ 事務研修会の開催

支部事務所職員対象の研修会

医療保険制度の転換期にあることを踏まえ、毎年のように見直される制度への対応及び適正な事務処理と効率化に資するために事務研修会及びICTを利用したWEBによる事務局連絡会を開催する。

Ⅴ コンプライアンス研修会の開催及び健康づくり推進部会の開催

法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画に基づき、研修会を開催する。

各支部の健康づくり計画の共有化を図るために、健康づくり推進部会を開催する。

Ⅵ 諸会議及び研修会等の開催及び出席

組合会、理事会、常務会、監事会、委員会等の諸会議の開催とともに関係団体の諸会議への出席並びに諸研修会に参加する。

Ⅶ 各種関係団体との連携

全国国民健康保険組合協会及び全国歯科医師国民健康保険組合連合会などの関係団体との連携により適切な情報収集等を行い、組合運営の円滑化、効率化に努める。

第4号議案 令和7年度歳入歳出予算(案)の件

三森常務理事より令和7年度予算（案）について説明があり、挙手多数により可決承認された。

令和7年度予算の基本的な考え方

1. 令和6年度までの保険料賦課徴収についての背景と経緯

平成22年の民主党政権下での行政刷新会議の事業仕分けの中で、所得水準の高い国保組合に対する定率補助の廃止案を見据え、平成23年に大幅な保険料の引き上げを行い、更に平成26年度の所得調査による国庫補助率の低下を見越し、平成26、27年にも保険料の引き上げを行ったが、結果として令和5年度まで30%組合に留まることができた。反面、増加する医療費を見据え、保険料の減額などの見直しはせずに継続して賦課徴収してきたこと、また予算には計上できない不確定な国庫支出金（特別調整補助金）の歳入もあり、繰越金は58億円まで積み上げられ、加えて療養給付に備える積立金も、法定積立金の30億円を含めると、63億円も保有することができ、十分な財政基盤を保てるようになっている。

但し、平成23年以降、10年以上大幅な基礎賦課額保険料の増額を行わなかったため、当初は積み立て金への繰り入れも可能であったが27年度以降、予算に計上できない不確定な特別調整補助金により単年度収支はプラスとなっている現状もある。

2. 令和7年度からの対応方針

今年度(令和6年度)より、国庫補助30%から16%組合となり、今年度予算に於いては22億円程度の国庫補助金の削減となる見込みであったが、減額相当分の半額を「激変緩和措置」として6億円程度が「特別調整補助金」として交付される見込みがあり、不足分を国保事業安定積立金から15億円を繰り入れすることにより財政調整することとした。

しかし、令和7年度からは更に大幅な補助金の削減による収入減となるために、プライマリーバランスを厳密に行い、組合員の保険料負担と、療養給付及び保健事業などの受益を明確にするなかで、新たな『保険料算定基準』を元に単年度単位で財政収支を明確にしていく事を原則とする。

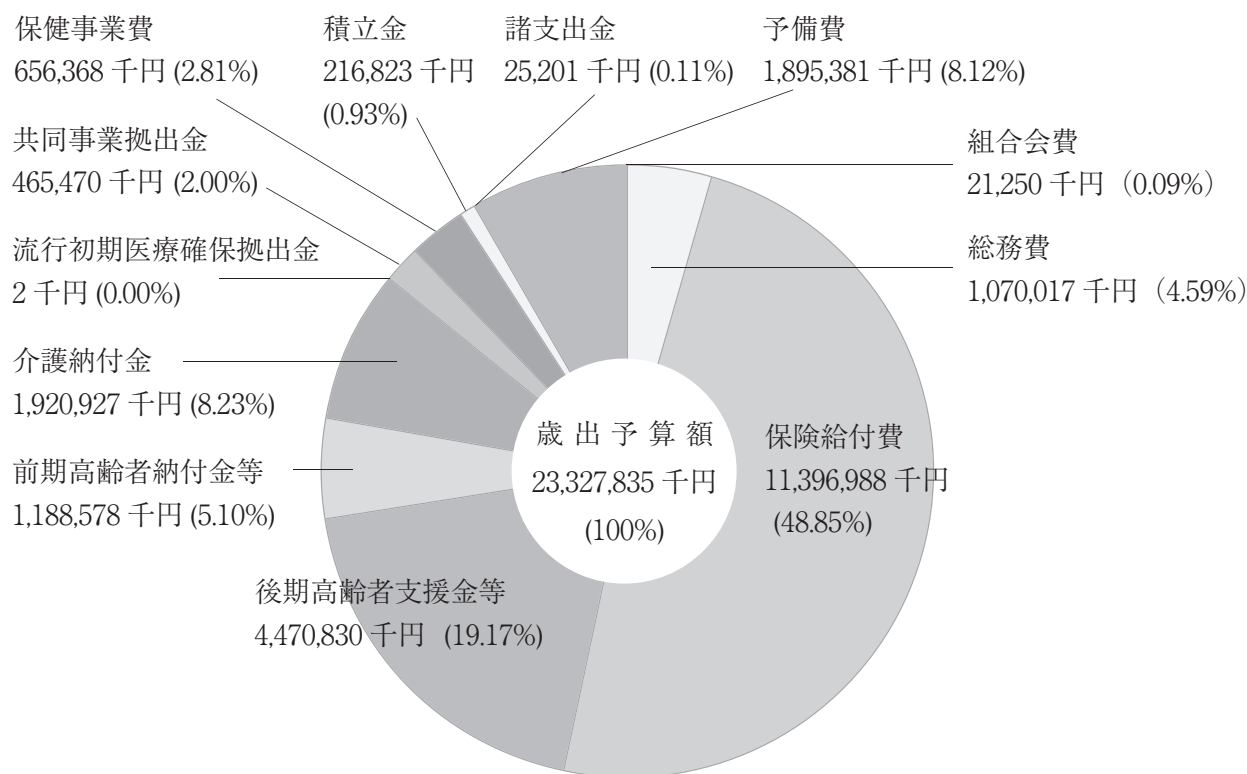
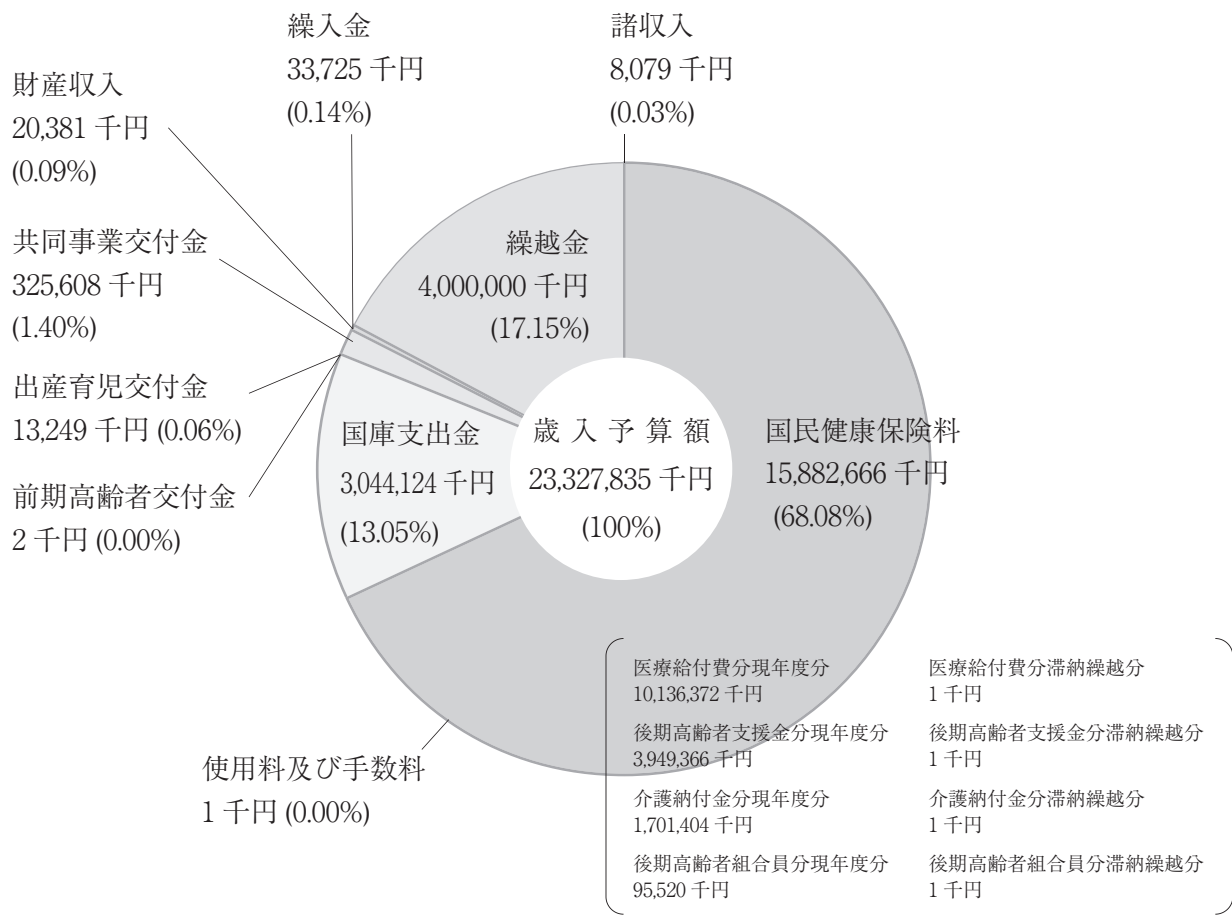
令和7年度予算案に於いて、収入面として激変緩和措置である約3億円の国庫補助金の減少に加え、支出面では療養給付費の4%の増加予測、また傷病・出産手当金の見直しによる約2.5億円の増額があるが、毎年度に於いて予算化できない不確定な国庫補助金（毎年3月に交付）も考慮する中で、ギリギリまで詰めた予算とし、組合員の保険料負担を極力少なくするようにしている。

結果として、令和6年度6月理事会での承認、7月の組合会にて公表した「保険料検討会」にて試算された基礎賦課額の所得割の料率は5.4/1000を想定していたが、4.8/1000まで抑え、均等割の負担も大幅に少なくなった。

但し、令和8年度からは激変緩和による補助金はなくなり、更に新たに「子ども・子育て支援金」の創設も加わる。加えて令和7年度に行われる所得調査では、国策による賃金アップの影響をうけた所得の増加も予測され、令和9年度より13%組合となることも危惧される。

今後は十分な保有財産をもとに、組合員に分かり易い透明性を確保した「保険料算定基準」に則り、年度毎に明確な保険料を算定することにより財政収支バランスの維持、健全な組合の財政運営をはかっていくことをご理解頂きたい。

令和 7 年度 歳入・歳出予算に占める各款別構成割合



令和7年度 歳入歳出予算総括表

歳 入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1. 国民健康保険料	15,882,666	13,603,051	2,279,615
2. 使用料及び手数料	1	1	0
3. 国庫支出金	3,044,124	3,353,797	- 309,673
4. 前期高齢者交付金	2	2	0
5. 出産育児交付金	13,249	19,400	- 6,151
6. 共同事業交付金	325,608	298,620	26,988
7. 財産収入	20,381	17,686	2,695
8. 繰入金	33,725	1,500,006	- 1,466,281
9. 繰越金	4,000,000	4,000,000	0
10. 諸収入	8,079	67	8,012
歳入合計	23,327,835	22,792,630	535,205

歳 出

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1. 組合会費	21,250	19,531	1,719
2. 総務費	1,070,017	805,301	264,716
3. 保険給付費	11,396,988	11,188,590	208,398
4. 後期高齢者支援金等	4,470,830	4,349,282	121,548
5. 前期高齢者納付金等	1,188,578	1,508,766	- 320,188
6. 介護納付金	1,920,927	1,964,869	- 43,942
7. 流行初期医療確保拠出金等	2	2	0
8. 共同事業拠出金	465,470	426,909	38,561
9. 保健事業費	656,368	758,525	- 102,157
10. 積立金	216,823	345,203	- 128,380
11. 諸支出金	25,201	25,201	0
12. 予備費	1,895,381	1,400,451	494,930
歳出合計	23,327,835	22,792,630	535,205

第5号議案 職員退職手当積立金の処分(案)の件

小山専務理事より、職員退職手当積立金の一部を下記の通り処分することについて説明があり、挙手多数により可決承認された。

令和6年度職員退職手当金支給額（1名分）2,511,600円

第6号議案 和歌山県歯科医師国民健康保険組合との合併日(案)の件

小山専務理事より、和歌山県歯科医師国民健康保険組合との合併日について説明があり、挙手多数により可決承認された。

合併日

令和8年（2026年）4月1日

質疑応答

質疑応答の要旨

Q この度の令和7年度保険料賦課額(案)のご提示に関しましてはご尽力いただき感謝申し上げます。

三塚理事長のご挨拶にもあるように外部環境の変化、流動性に関しましては予断を許されない状況であり、組合財政の強化は必須かと思われます。

「国民健康保険」においては後期高齢者支援金の上限引き上げにより負担能力・余力のある方々にさらなる負担をお願いしております。

負担能力・余力を判断する際の算定の対象として「国民健康保険」では事業所得に加え、その他の所得の合算。「協会けんぽ」では基本給に加え、その他の手当での合算を採用しています。

全国歯としても今後はこの負担能力・余力を判断する際の算定対象を診療報酬から自費収入を含めた、医業収入あるいは事業収入へと変更することが考えられますが、いかがでしょうか。

また、その場合には現行の保険診療者、非保険診療者の区別は不要となり、これに関わる事務負担も解消されると思いますがいかがでしょうか。

(青森県支部 小林議員)



A 国民健康保険法に於いて、国民健康保険組合の保険料賦課方法に関しては「組合員から保険料を徴収しなければならない」とのみあり、算定基準は各組合独自の算定方法に委ねられていると考えます。その中で、議員のご指摘される「負担能力」を判断する基準には、(1)「歯科医療収入あるいは総収入」を基準とする場合と、(2)「全ての所得」(マイナンバーの情報連携を用いた)を基準とするなど考えられます。

(1)「歯科医療収入あるいは総収入」に関しては、議員のご指摘のとおり自由診療等の保険外診療などを含めた医療収入、また不動産等の収入を含めた全ての総収入の把握は、確定申告書等の提出により可能と考えますが、1万件を超す事業所全ての書類等の提出と、アナログ的な基幹システムへの入力確認作業は、事務的な負担能力を考慮すると不可能であるという認識に至り、ご指摘の課題を残しつつも今回の「新保険料の賦課基準」の算定の結論に至ったところです。

(2)「全ての所得」を基準とすることに関しては、今までも何回かご提言を頂いておりますが、組合員間の所得差、また1種組合員の事業経費なども考慮する中で公平な負担と考えます。

現状でもマイナンバーの情報連携により各被保険者の所得の把握は可能であり、今回の保険料改正に於ける基幹システムの改修に際しても、対応できるよう配慮しています。

但しその際に考慮すべきことは、組合設立当初の小規模事業所の相互扶助を目的とした組織構成は時代と共に変化し、現在は3割を超す医療機関が法人、或いは従業員5名以上の事業所となり、被保険者の約42%が組合特定被保険者という現状となっています。かつての相互扶助に加え、被用者保険並みの従業員への福祉の面でも、事業主の負担など「協会けんぽ」の労使折半には及ばずとも、考慮することも必要となります。その際には、事業主負担としての所得割を何%にするのか？情報連携から得た所得を均等割に直接反映させるのか？組合離れを防ぐために事業主負担が「協会けんぽ」より低く抑えられるのか？また市町村国保との保険料負担との比較も必要となります。どのような方法でも システム的には可能となりますが、現時点では今後の大きな課題として議論を重ねる必要があります。今回は現状の組合員、被保険者の公平な負担に少しでも改善すべく、今回の「新たな保険料算定基準」の策定に至りました。

今後も、所得調査による国庫補助率の低下、また社会保障制度改革のなかで、所得の高い組合には更なる国庫補助の削減も予測されますが、相互扶助の精神のもとでの適正な保険料負担と従業員の福祉の充実などとともに、並行して保険料の負担増から事業主の協会けんぽへの移行などの抑制も考慮する中で、議員指摘の提案を研究する所存です。組合の存続のためにご理解と、組合員の皆様の更なる建設的なご提言などをお願いしたいと考えます。

(三森常務理事)

※組合員専用ページより、Excelによる令和7年度の保険料の試算ができます。



組合員専用ページはこちら
パスワード: 648077

当日質問

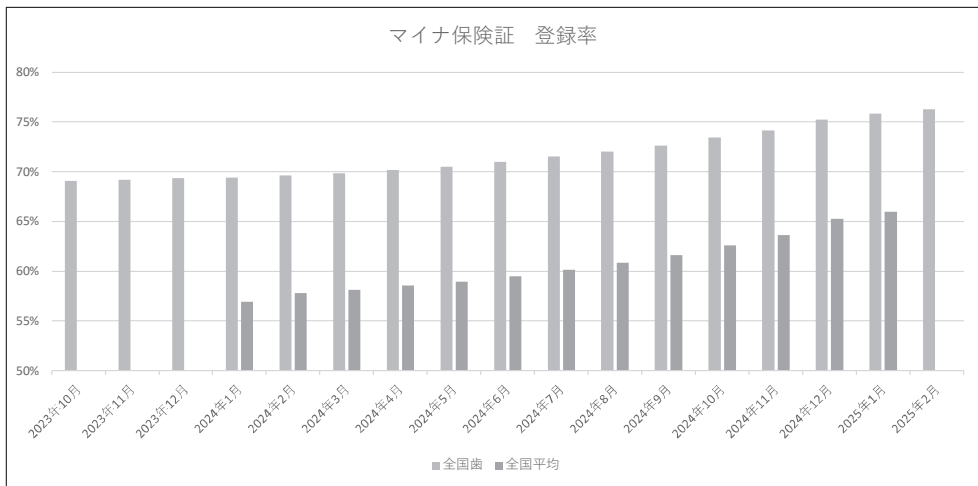
質疑応答の要旨

Q マイナ保険証の利用率は本組合はどれくらいでしょうか。
また、資格確認書、資格情報のお知らせについてどのようにご対応されていますか。
(岡山県支部 西岡議員)



A マイナ保険証の登録率は被保険者全体の約70%となっており、マイナ保険証の利用率は約40%になっております。登録率、利用率共に、全国平均上回っています。現在、有効期限が7月31日までの被保険者証をお使いいただいている方もいらっしゃると思います。この夏、マイナ保険証の登録の有無により、資格確認書または資格情報のお知らせを一斉発行します。夏以降は、マイナ保険証の利用も現在より多くなっていくと思います。
(小山専務理事)

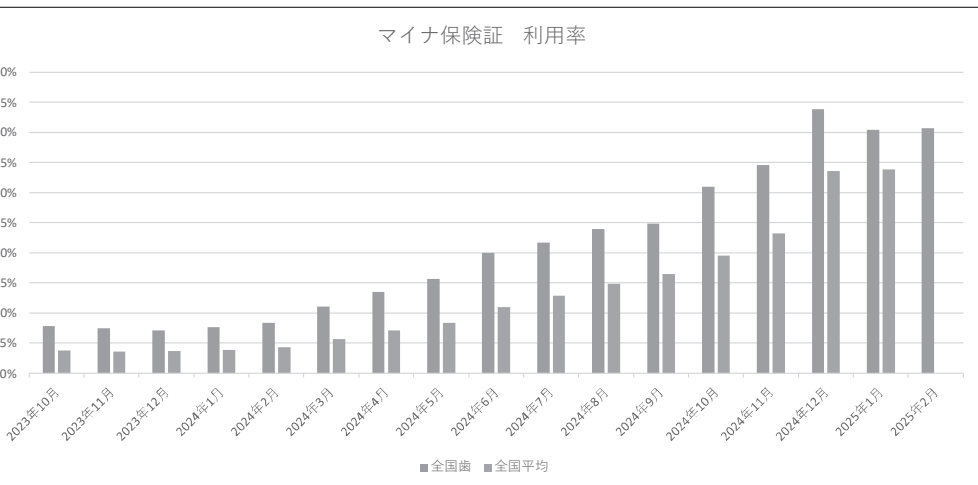
対象月	全国歯	全国平均
2023年10月	69.07%	
2023年11月	69.17%	
2023年12月	69.32%	
2024年1月	69.42%	56.95%
2024年2月	69.62%	57.82%
2024年3月	69.86%	58.12%
2024年4月	70.18%	58.54%
2024年5月	70.52%	58.94%
2024年6月	70.99%	59.46%
2024年7月	71.55%	60.16%
2024年8月	72.05%	60.86%
2024年9月	72.60%	61.61%
2024年10月	73.41%	62.58%
2024年11月	74.14%	63.64%
2024年12月	75.25%	65.26%
2025年1月	75.84%	66.00%
2025年2月	76.29%	



登録率の算出方法

全国歯 マイナナンバーカードの健康保険証としての利用登録数 ÷ 加入者数
全国平均 マイナナンバーカードの健康保険証としての有効登録数 ÷ 総人口概算値
参考資料： デジタル庁ホームページ
 https://www.digital.go.jp/resources/govdashboard/mynumber_penetration_rate
 人口推計（総務省統計局）

対象月	全国歯	全国平均
2023年10月	7.87%	3.79%
2023年11月	7.51%	3.64%
2023年12月	7.14%	3.65%
2024年1月	7.64%	3.90%
2024年2月	8.40%	4.35%
2024年3月	11.05%	5.70%
2024年4月	13.53%	7.10%
2024年5月	15.64%	8.36%
2024年6月	19.96%	10.99%
2024年7月	21.69%	12.83%
2024年8月	23.98%	14.85%
2024年9月	24.84%	16.47%
2024年10月	30.96%	19.55%
2024年11月	34.57%	23.21%
2024年12月	43.81%	33.60%
2025年1月	40.37%	33.81%
2025年2月	40.70%	



利用率の算出方法

マイナ保険証によるオンライン資格確認利用人数 ÷ 外来レセプト枚数（件数）

報告事項

●規則・規程・要綱の一部改正及び新規制定について（令和6年8月～令和7年2月までの理事会承認分）

(1) 規約施行規則の一部改正について

【所得割賦課額について】

規約施行規則の一部改正 新旧条文比較対照表

（下線部が改正部分）

改 正	現 行
第3章保険料 （所得割賦課額） 第4条 規約第18条第2項の規定に基づき、保険料賦課額について必要な事項を定める。 2. 所得割賦課額は、医療機関ごとに賦課し、前年の医業収入が把握できない場合は、上限額とする。 3. 前年の医業収入が把握できない者が、前年の医業収入額が1億円に満たない場合は、所得割賦課額の変更申請を行なうことができる。 4. 所得割賦課額の変更申請は、「保険料調定変更申請書（様式1号）」に確定申告書等を添付して、支部を経由して組合に提出する。 5. 所得割賦課額の変更申請は、当該年度の7月末日までとし、申請回数は1年度1回とする。 6. 1種組合員又は後期高齢者の1種組合員の開設する同一医療機関において、当該組合員の配偶者・親子・兄弟姉妹である1種組合員のうち、2人目以降の者は所得割賦課額を免除する。 7. 1種組合員で歯科医療機関等に勤務する者は、所得割賦課額を免除する。 （非保険診療者の所得割賦課額） 第4条の2 保険診療を行なわない者（地方厚生局に届けている診療科目に矯正を標榜しているものを含む）（以下「非保険診療者」という。）の所得割賦課額は次のとおりとする。 非保険診療者（矯正標榜者を含む） イ基礎賦課額月額40,000円（年額480,000円） ロ後期高齢者支援金等賦課額月額4月16,200円、5月以降15,800円（年額190,000円） ハ介護納付金賦課額月額10,000円（年額120,000円） 2. 前項の規定に定める者が、所得割賦課額において前年の医業収入額が1億円に満たない場合は、所得割賦課額の変更申請を行なうことができる。 3. 所得割賦課額の変更申請は、「保険料調定変更申請書（様式1号）」に確定申告書等を添付して、支部を経由して組合に提出する。 4. 所得割賦課額の変更申請は、当該年度の7月末日までとし、申請回数は1年度1回とする。 （後期高齢者の1種組合員の所得割賦課額） 第4条の3 後期高齢者の1種組合員が開設又は管理する医療機関においては、後期高齢者の1種組合員に所得割賦課額を賦課するものとする。ただし、当組合に加入する被保険者がいない場合は所得割賦課額を免除する。 2. 前項の規定に定める後期高齢者の1種組合員は毎月組合に所得割を納付しなければならない。所得割賦課額は、組合約第18条第一号イの（1）とロの（1）に準ずる。 附則 1. この規約施行規則は、令和7年4月1日より施行する。 （第4条第2項「医療法人の所得割賦課額は、各医療機関ごとに次のとおりとする。医療法人月額32,500円（年額390,000円）」を「所得割賦課額は、医療機関ごとに賦課し、前年の医業収入が把握できない場合は、上限額とする。」に改正。） （第4条第3項を第3項及び第4項に条文の整理） （第4条第4項を第5項に繰り下げ、「6月末日」を「7月末日」に改正、「1回とする」を「申請回数は1年度1回とする」に改正。） （第4条第5項を第6項、第3項第6項を第7項に繰り下げ） （第4条の2「保険診療を行なわない者（矯正標榜者を含む）」を「保険診療を行なわない者（地方厚生局に届けている診療科目に矯正を標榜しているものを含む）」に改正。「非保険診療者（矯正標榜者を含む）月額32,500円（年額390,000円）」を「イ基礎賦課額月額40,000円（年額480,000円）、ロ後期高齢者支援金等賦課額月額4月16,200円、5月以降15,800円（年額190,000円）、ハ介護納付金賦課額月額10,000円（年額120,000円）」に改正。） （第4条の2第2項「前項の規定に定める者が、前年の医業収入額に1000分の6.5を乗じた額が390,000円に満たない場合」を「前項の規定に定める者が、所得割賦課額において前年の医業収入額が1億円に満たない場合」）に改定） （第4条の2第4項「変更申請は、当該年度の6月末日まで」を「変更申請は、当該年度の7月末日まで」に改正。） （第4条の3第2項「2. 前年1月から12月までの1年間の社会保険診療報酬、国民健康保険診療報酬及び後期高齢者診療報酬の合計額に1000分の6.5を乗じた額を年額とする。ただし、上限は、年額390,000円とし、月額32,500円とする。下限は、年額19,500円とし、月額は4月を1,900円、5月から翌年3月までは、1,600円とする。」を「前項の規定に定める後期高齢者の1種組合員は毎月組合に所得割を納付しなければならない。所得割賦課額は、組合約第18条第一号イの（1）とロの（1）に準ずる。」に改正）	第3章保険料 （所得割賦課額） 第4条 規約第18条第2項の規定に基づき、保険料賦課額について必要な事項を定める。 2. 医療法人の所得割賦課額は、各医療機関ごとに次のとおりとする。 医療法人月額32,500円（年額390,000円） 3. 前項の規定に定める者が、前年の医業収入額に1000分の6.5を乗じた額が390,000円に満たない場合は、「保険料調定変更申請書（様式1号）」に確定申告書等を添付して、所得割賦課額の変更申請を支部を経由して行うことができる。 4. 所得割賦課額の変更申請は、当該年度の6月末日までとし、1回とする。 5. 1種組合員又は後期高齢者の1種組合員の開設する同一医療機関において、当該組合員の配偶者・親子・兄弟姉妹である1種組合員のうち、2人目以降の者は所得割賦課額を免除する。 6. 1種組合員で歯科医療機関等に勤務する者は、所得割賦課額を免除する。 （非保険診療者の所得割賦課額） 第4条の2 保険診療を行なわない者（矯正標榜者を含む）（以下「非保険診療者」という。）の所得割賦課額は次のとおりとする。 非保険診療者（矯正標榜者を含む）月額32,500円（年額390,000円） 2. 前項の規定に定める者が、前年の医業収入額に1000分の6.5を乗じた額が390,000円に満たない場合は、所得割賦課額の変更申請を行なうことができる。 3. 所得割賦課額の変更申請は、「保険料調定変更申請書（様式1号）」に確定申告書等を添付して、支部を経由して組合に提出する。 4. 所得割賦課額の変更申請は、当該年度の6月末日までとし、申請回数は1年度1回とする。 （後期高齢者の1種組合員の所得割賦課額） 第4条の3 後期高齢者の1種組合員が開設又は管理する医療機関においては、後期高齢者の1種組合員に所得割賦課額を賦課するものとする。ただし、当組合に加入する被保険者がいない場合は所得割賦課額を免除する。 2. 前年1月から12月までの1年間の社会保険診療報酬、国民健康保険診療報酬及び後期高齢者診療報酬の合計額に1000分の6.5を乗じた額を年額とする。 ただし、上限は、年額390,000円とし、月額は32,500円とする。 下限は、年額19,500円とし、月額は4月を1,900円、5月から翌年3月までは、1,600円とする。

(2) 保険料減免取扱規程の一部改正について

(下線部が改正部分)

改 正																	
附 則																	
1. この附則は令和7年2月19日より施行し、令和6年1月1日より適用する。 令和6年1月1日に発生した能登半島地震に伴う災害により被災した組合員世帯に係る国民健康保険料の免除について保険料の減免額は、次の①から⑤までに掲げる世帯につき、それぞれの基準により算定した額とすること。なお、複数の基準に該当する場合は、減免額の大きいものを適用すること。 ① 令和6年能登半島地震による被害を受けたことにより、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯：全部 ※「主たる生計維持者」が国保組合の組合員であり、組合員の死亡により世帯全員が資格を喪失する場合は、保険料減免の対象とならないが（新たに加入する医療保険において減免の対象となりうる。）、当該国保組合の被保険者以外の者が主たる生計維持者である場合は、保険料減免の対象となりうる。 ② 令和6年能登半島地震による被害を受けたことにより、主たる生計維持者の行方が不明となった世帯：全部 ③ 令和6年能登半島地震による被害を受けたことにより、組合員の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）のいずれかの減少が見込まれ、当該減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上である世帯 組合員の事業収入等に係る減少率（組合員の事業収入等の減少額を前年の当該事業収入等で除して得た割合）に応じた次の表の各区分に掲げる減額又は免除の割合 【表】 <table> <tr> <th>減少率</th><th>減額又は免除割合</th></tr> <tr> <td>5 / 10 以上</td><td>15 ヶ月間</td></tr> <tr> <td>5 / 10 未満 4 / 10 以上</td><td>11 ヶ月間</td></tr> <tr> <td>4 / 10 未満 3 / 10 以上</td><td>7 ヶ月間</td></tr> </table> ④ 令和6年能登半島地震により主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯：当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額に、表に掲げる損害程度の区分に応じた減免割合を乗じて得た額 <table> <tr> <th>損害程度</th><th>軽減又は免除の割合</th></tr> <tr> <td>全壊</td><td>15 ヶ月間</td></tr> <tr> <td>半壊・大規模半壊</td><td>7 ヶ月間</td></tr> <tr> <td>床上浸水 ※上記に該当する場合を除く</td><td>2 分の 1 を超えない範囲で国保組合が決定した額</td></tr> </table> ⑤ 令和6年能登半島地震による被害を受けたことにより、主たる生計維持者以外の被保険者の行方が不明となった世帯：当該世帯の被保険者全員について算定した保険料額と行方不明者以外の被保険者について算定した保険料額との差額 2. 減免の対象となる保険料 減免の対象となる保険料は、令和6年1月から令和7年3月分までの保険料であって、災害救助法が適用された日から令和7年3月31日までの間に納期限が設定されているものとする。なお、次の①及び②に掲げる場合については、当該保険料のうち、それぞれ次の保険料とすること。 ① 資格取得日から14日以内に加入手続が行われなかったため、令和5年3月分以前の保険料の納期限が、災害救助法が適用された日以降に設定されている場合：令和5年4月分以降の保険料 ② 1の②及び⑤に該当する場合であって、令和7年3月31日までの間にその行方が明らかとなったとき：行方が明らかとなった日の属する月の前月分までの保険料		減少率	減額又は免除割合	5 / 10 以上	15 ヶ月間	5 / 10 未満 4 / 10 以上	11 ヶ月間	4 / 10 未満 3 / 10 以上	7 ヶ月間	損害程度	軽減又は免除の割合	全壊	15 ヶ月間	半壊・大規模半壊	7 ヶ月間	床上浸水 ※上記に該当する場合を除く	2 分の 1 を超えない範囲で国保組合が決定した額
減少率	減額又は免除割合																
5 / 10 以上	15 ヶ月間																
5 / 10 未満 4 / 10 以上	11 ヶ月間																
4 / 10 未満 3 / 10 以上	7 ヶ月間																
損害程度	軽減又は免除の割合																
全壊	15 ヶ月間																
半壊・大規模半壊	7 ヶ月間																
床上浸水 ※上記に該当する場合を除く	2 分の 1 を超えない範囲で国保組合が決定した額																

(3) 職員就業規則の一部改正について

(4) 職員給与規程の一部改正について

(5) 嘱託職員（定年後再雇用）就業規程の一部改正について

(6) 育児・介護休業等に関する規程の改正について

(7) パートタイム職員規程の改正について

(8) ハラスメントの防止に関する規程（新規制定）について

●令和6年1月1日能登半島地震に係る保険料免除について

令和6年能登半島地震に伴う災害により死亡、重篤、収入減少した組合員に係わる国民健康保険料免除の取扱要綱について

令和6年12月23日厚生労働省保険局国民健康保険課から事務連絡「国民健康保険組合における令和6年能登半島地震に伴う災害により被災した被保険者に係る国民健康保険料の減免に対する財政支援の基準等について」にて、保険料免除は国の財政支援により行う。

【保険料免除の対象者について】

- ① 令和6年能登半島地震に伴う災害により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った組合員世帯
- ② 令和6年能登半島地震に伴う災害の影響により、医業収入が前年にくらべ10分の3以上減少した開設又は管理者の1種組合員及び後期高齢者組合員世帯
- ③ 令和6年能登半島地震に伴う災害の影響により、給与収入が前年にくらべ10分の3以上減少した組合員世帯
- ④ 令和6年能登半島地震により居住する住宅に損害を受けた世帯（全壊）
- ⑤ 令和6年能登半島地震により居住する住宅に損害を受けた世帯（半壊）
- ⑥ 令和6年能登半島地震により居住する住宅に損害を受けた世帯（一部損壊）

【免除期間・対象保険料】

令和6年1月1日から令和7年3月31日の保険料に対して

保険料免除対象	保険料免除期間
主たる生計維持者が死亡又は重篤	15ヵ月間免除
収入減少率 50%以上	15ヵ月間免除
収入減少率 40%以上 50%未満	11ヵ月間免除
収入減少率 30%以上 40%未満	7ヵ月間免除
全壊	15ヵ月間免除
半壊	7ヵ月間免除
一部損壊	1ヵ月間免除 (組合保険料減免取扱規定による)

●第95回通常組合会の議決に係る認可について

組合規約の一部改正について、第4条（地区）について認可された。

「虻田郡倶知安町、新宿区、練馬区、渋谷区、大田区、町田市、横浜市、泉佐野市、貝塚市、和泉市、白岡市」

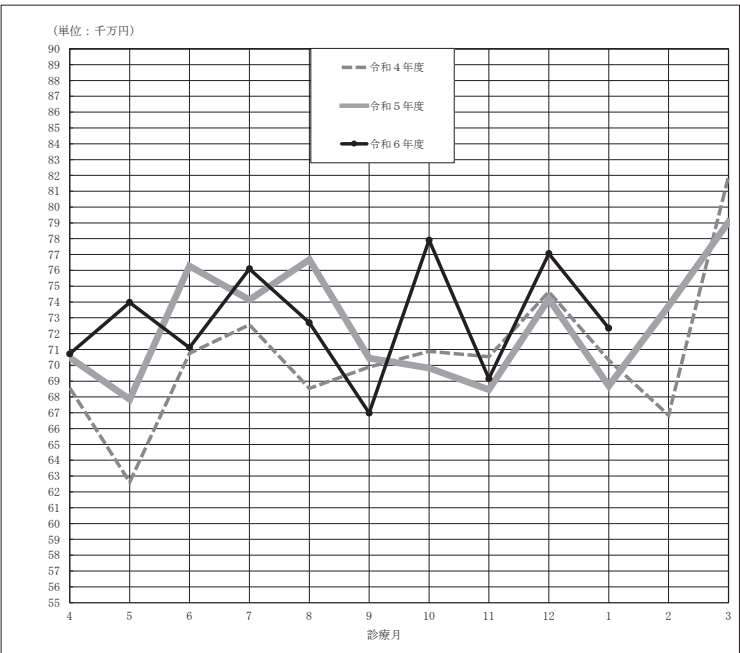
●令和6年度 療養給付費の状況について

療養給付費の状況（月別）

診療月	令和4年度	令和5年度	伸び率	令和6年度	伸び率
4月	685,725,189	704,901,893	2.80	707,224,544	0.33
5月	626,051,949	678,518,233	8.38	739,678,401	9.01
6月	707,581,540	762,684,616	7.79	711,227,567	▲ 6.75
7月	725,614,124	741,434,496	2.18	760,941,839	2.63
8月	685,349,914	766,719,507	11.87	726,877,518	▲ 5.20
9月	698,887,492	704,489,452	0.80	669,867,029	▲ 4.91
10月	708,803,903	698,230,660	▲ 1.49	779,055,706	11.58
11月	705,451,983	684,605,646	▲ 2.96	691,577,722	1.02
12月	746,414,726	741,953,981	▲ 0.60	770,572,020	3.86
1月	703,256,985	687,001,645	▲ 2.31	※ 723,457,277	5.31
2月	668,505,083	737,455,690	10.31		
3月	819,362,248	790,622,926	▲ 3.51		
合計	8,481,005,136	8,698,618,745	2.57	7,280,479,623	▲ 16.30
月間平均	706,750,428	724,884,895	2.57	728,047,962	0.44
同月平均	699,313,781	717,054,013	2.54	728,047,962	1.53

同月平均 4～1月平均

※令和6年度1月の値は未確定です。



令和6年度の療養給付費、7年1月までで72億8047万9623円

1ヶ月当たりの平均値7億2804万7962円と、前年度当月までの1ヶ月当たりの平均値7億1705万4013円を比較すると1.53%増加している。

今年度の今後の予測として、平均値7億2800万円を2ヶ月足し上げると、およそ87億3700万円で 毎月 + a の伸びと3月の急な伸びを勘案しても、6年度の予算92億2700万円は超えない予測をしている。

●2025年度（令和7年度）諸会議日程について

令和7年度 諸 会 議 日 程 表

令和7年2月19日現在

年	月	日（曜）	会 議 名	時 間	場 所 ・ 開 催 方 法
2025 年 (令和7年)	4月	11日（金）	職員事務研修会 1日目	14:00	東京ガーデンパレス
		～12日（土）	2日目	9:00	
	6月	11日（水）	第1回常務会	13:00	TKP 東京駅カンファレンスセンター
		18日（水）	第1回監事会	13:00	東京事務所
		25日（水）	第1回理事会	13:00	TKP 東京駅カンファレンスセンター
	7月	23日（水）	第2回常務会	13:00	WEB 会議（事前質問×切16日）
		27日（日）	第1回議長団打合会 第97回通常組合会	12:00 13:00	トラストシティカンファレンス・丸の内
	8月	1日（金）	第2回理事会	13:00	TKP 東京駅カンファレンスセンター
	10月	8日（水）	第3回常務会	13:00	TKP 東京駅カンファレンスセンター
		15日（水）	コンプライアンス研修会 健康づくり推進部会	13:00 14:15	WEB 研修会（東京事務所）
		22日（水）	第3回理事会	13:00	TKP 東京駅カンファレンスセンター
	11月	12日（水）	第4回常務会	13:00	TKP 東京駅カンファレンスセンター
		26日（水）	第4回理事会	13:00	TKP 東京駅カンファレンスセンター
2026 年 (令和8年)	2月	4日（水）	第5回常務会	13:00	TKP 東京駅カンファレンスセンター
		18日（水）	第2回監事会	13:00	東京事務所
		25日（水）	第5回理事会	13:00	TKP 東京駅カンファレンスセンター
	3月	11日（水）	第6回常務会	13:00	WEB 会議（事前質問×切4日）
		15日（日）	打合会	12:00	トラストシティカンファレンス・丸の内
			第98回通常組合会	13:00	

※上記の日程に変更が生じることがあります。

●和歌山県歯科医師国民健康保険組合との合併関係資料

和歌山県歯科医師国民健康保険組合は、令和7年7月開催の組合会において合併の議決を予定している。

令和7年度4月からの保険料について

◆1種組合員及び後期高齢者の1種組合員のうち対象者に賦課される所得割賦課額

今年度より、基礎賦課額・後期高齢者支援金等賦課額・介護納付金賦課額に所得割を賦課します。

① 保険診療者

基礎賦課額…前年の保険診療報酬（1月～12月）の合算額の1000分の4.8

○上限 /月額 40,000円（年額 480,000円）

○下限 /月額 1,200円（年額 14,400円）

後期高齢者支援金等賦課額…前年の保険診療報酬（1月～12月）の合算額の1000分の1.9

○上限 /月額 4月のみ 16,200円/ 5月～3月迄 15,800円（年額 190,000円）

○下限 /月額 4月のみ 200円/ 5月～3月迄 500円（年額 5,700円）

介護納付金賦課額…前年の保険診療報酬（1月～12月）の合算額の1000分の1.2

（※40歳以上64歳以下が対象）

○上限 /月額 10,000円（年額 120,000円）

○下限 /月額 300円（年額 3,600円）

② 非保険診療者（「保険診療未扱者」「矯正を標榜する者」）

基礎賦課額 月額 40,000円（年額 480,000円）

後期高齢者支援金等賦課額 月額 4月のみ 16,200円

5月～3月迄 15,800円（年額 190,000円）

介護納付金賦課額（※40歳以上64歳以下が対象） 月額 10,000円（年額 120,000円）

《注》

◆保険診療報酬の把握できない方は、上限を賦課します。

◆1種組合員又は後期高齢者の1種組合員が開設する同一医療機関で、1種組合員のうち、2人目以降の方は所得割賦課額を免除します。

◆1種組合員で歯科医療機関等に勤務する方は、所得割賦課額を免除します。

◆後期高齢者の1種組合員が開設又は管理する医療機関において、全国歯に加入する被保険者がいない場合は、所得割賦課額を免除します。

◆診療報酬が把握できない保険診療者及び非保険診療者の所得割賦課額が実態より高額になる場合は、前年分の確定申告書等、医業収入額がわかる書類を添えて保険料調定変更申請書を提出し変更することができます。

ただし、変更申請は当該年度の7月末迄とし、年1回とします。

詳しくは支部事務所までお問い合わせください。

◆組合員・家族に賦課される均等割賦課額

40歳以上64歳以下の方 基礎賦課額＋後期高齢者支援金等賦課額＋介護納付金賦課額
 上記以外の75歳未満の方 基礎賦課額＋後期高齢者支援金等賦課額
 後期高齢者の1種組合員（75歳以上の方） 後期高齢者賦課額

1 種組合員				
保険料 均等割 内訳	本人		家族	
	40～64 歳 以外の方	40～64 歳	40～64 歳 以外の方	40～64 歳
基礎賦課額	11,000	11,000	7,700	7,700
後期支援金	4,300	4,300	3,000	3,000
介護納付金		4,200		2,900
月額	15,300	19,500	10,700	13,600

3 種組合員				
保険料 均等割 内訳	本人		家族	
	40～64 歳 以外の方	40～64 歳	40～64 歳 以外の方	40～64 歳
基礎賦課額	11,000	11,000	7,700	7,700
後期支援金	4,300	4,300	3,000	3,000
介護納付金		4,200		2,900
月額	15,300	19,500	10,700	13,600

2 種組合員				
保険料 均等割 内訳	本人		家族	
	40～64 歳 以外の方	40～64 歳	40～64 歳 以外の方	40～64 歳
基礎賦課額	16,400	16,400	7,700	7,700
後期支援金	6,400	6,400	3,000	3,000
介護納付金		6,300		2,900
月額	22,800	29,100	10,700	13,600

後期高齢者の 1 種組合員				
保険料内訳	本人 (75 歳以上)	保険料 均等割 内訳	家族	
			40～64 歳 以外の方	40～64 歳
後期高齢者 賦課額	5,000	基礎賦課額	7,700	7,700
		後期支援金	3,000	3,000
		介護納付金		2,900
月額	5,000	月額	10,700	13,600

◆未就学児に対する保険料還付について

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、令和 7 年度も基準日である11月30日時点で全国歯に加入している未就学児に対し、1人当たり一律12,000円の国民健康保険料を還付します。

◎保険料の免除について

◆3 種女性組合員の一人親（離婚などにより独りで生計を営んでいる女性）の世帯に属する被保険者で義務教育終了までのすべての者は、申請により次に掲げる保険料賦課額を免除します。

1人目 後期高齢者支援金等賦課額 一人当たり 月額 3,000円免除

2人目以降 均等割賦課額、後期高齢者支援金等賦課額 一人当たり 月額 10,700円免除

※再婚等により生計形態が変更になった場合は、免除が終了します。変更時は、必ず支部事務所までお知らせください。

◆出産する被保険者は、届出により産前産後期間の4カ月分（多胎妊娠の場合は6カ月分）の保険料を免除します。

役員紹介



常務理事 大野 克夫

栃木県の大野と申します。

昭和60年に東北大学を卒業し、現在栃木県歯科医師会会長を務めております。

全国歯には組合員として長年お世話になっておりましたが、今回、広報担当常務理事として運営に関わらせて頂いております。

以前は趣味として休日にはゴルフ、仕事後にはボウリングに行っていました。ボウリングは年間200ゲームくらい試合をしていて、アマチュアの大会にも出場しておりましたが、東日本大震災時にホームのボウリング場の天井が崩落して廃業したので、きっぱりと辞めました。その代わりに仲間と軽くお酒を飲みながら、カラオケに興じることを覚えました。でも小学校の通知表で音楽の評定が5段階で「3」だった私には難易度が高く、いつも苦勞しております。また最近、宇都宮界隈の味噌ラーメンを制覇すべく、ネットで調べて休日に回っております。

全国歯は国庫補助率30%組合でしたが、令和6年度より16%組合となりました。国庫補助金の大幅な減額に対応すべく、保険料徴収割合の見直し等、今後の組合運営の維持のために多岐にわたり検討を行いました。組合員の皆様には、ご理解ご協力を宜しくお願い致します。



閻魔様と私

常務理事 安岡 良介

全国歯常務理事を拝命しております京都府歯の安岡良介です。組合員の皆様方におかれましては、平素より組合の運営にご協力賜りありがとうございます。

中学時代に興味を持ったのはお寺の伽藍配置であり、それ以来お寺に出向いて仏像を眺めることが、自身の癒しとなっております。京都もお寺が多いですが、どちらかと言うと奈良時代の仏像に惹かれます。

いつの日か忘れましたが、奈良県の白毫寺を訪れた際に閻魔様に出会い、それ以来閻魔様に興味が湧いてきました。閻魔大王はご存じの通り冥界の王であり、あの凄まじい眼力はこの世のものでないところでもあります。しかし地獄で人を救う地蔵菩薩の化身でもあります。なるほど、怖いのに包み込まれるように感じるのはその所以かと思う次第であります。

皆さんも一度閻魔様と睨めっこされては如何ですか。もちろん、私は地獄に落ちないようにこれからも日々全国歯組合のために精進重ねて参ります。



常務理事 南 哲之介

竜宮城から帰ってきた浦島太郎は、土産に貰った玉手箱を開けてしまい白髪のおじいさんになってしまいました。ご存じの日本昔話の一節です。2011年まで全国歯科医師国保組合の末席を汚していた私が、2021年図らずもちょうど10年ぶり再び末席に連なることとなりました。浦島太郎は白髪のおじいさんになって帰ってきた、とでも言うべきでしょうか。竜宮城にいた10年の間に世情も歯科医師国保を取り巻く環境も大きく様変わりし、太郎さんは隔世の感どころか今浦島を実体験しています。

世界に類を見ないスピードで進む少子高齢化、社会保障費の財源確保は喫緊の課題である中、国において高額療養費制度、年金改革が議論の俎上に上がるも合意には程遠い状況です。本組合においては令和6年度から国庫補助率が30%から16%に削減されたことによる約22億円の歳入減、さらに来年度からは「子ども・子育て支援金」の負担を求められることが予想され、保険料賦課額改定の議論が続けられてきました。

歯科医師国保は組合員の相互扶助の精神の下存在する、組合員のための組織であり、常務理事を拝命した今、大原則を等閑にすることなく任期いっぱい責務を全うしたいと思います。



絶品！炙り鮎は最高！ 常務理事 内田 朋良

島根県鹿足郡津和野町日原という田舎に、80年余りの歴史を持ち古い旅館をそのまま利用した「美加登家」という趣のある店があります。

松江市から車で4時間かかりますが、美味しい炙り鮎とスッポンを食べるために年に1~2回、13年間欠かさず通い詰めている店です。

一昨年8月に情熱大陸で紹介されたことで、以前から予約が取り難かったのに更に予約の取れない店になってしまいましたが、今年も大学の後輩夫婦とともに14回目の予約が出来ました。

お店では、同じく情熱大陸で以前取り上げられた、京都の割烹緒方（三ツ星）で10年の修業を終え帰ってきた息子さんが親子仲良く板場に立っています。例年6月の鮎解禁と同時に鮎懷石がスタートします。鮎の成長とともに合わせた料理を提供してくれますが、中でも10月のコース「炙り鮎」と「うるか茄子」がとても好きです。これはもう絶品です！

10月はお腹が大きい落ち鮎を、来店1時間位前からじっくりと炙ったものを出してくれます。30センチ級の特大サイズの鮎でも、頭からがぶりとかじって中骨、尻尾まで残さず食べることが出来る醍醐味が、たまらなく至高の時です。

9月にはスッポンコースもあり、よどみのない透き通ったスープは他の名店をも寄せ付けない程素晴らしいものです。従って非常に取りにくい店となっています。交通の便は悪いのですが、鮎やスッポン好きな方は是非一度賞味あれ！ 絶品です！！

全国歯科医師国民健康保険組合ホームページにも詳しいお知らせが掲載されています。
各種申請書類もプリントアウトが可能ですので、どうぞ活用ください。

全国歯の保険給付・保健事業

保険給付割合

病気や怪我などで医師の診療を受ける際、被保険者証を提示することで医療の給付を受けることができます。

- (1) 組合員 7割 (2) 家族 7割
- (3) 未就学児 8割
- (4) 前期高齢者のうち70歳以上の方
 - ・現役並み所得者 7割
 - ・一般所得者 8割

歯科自家診療とそれに伴う調剤は保険給付外

歯科における自己及び勤務する医療機関並びに分院等の系列医療機関での、組合員と全国歯に加入している家族の診療は、自家診療と判断し保険給付の対象外です。また、それに伴う調剤も給付対象外です。ご注意ください。

70歳から74歳の方の一部負担金の割合

70歳から74歳の被保険者の方は、一部負担金の割合が8月に更新されます。

資格確認書または資格情報のお知らせに印字されている一部負担金の割合の判定に必要な所得情報は市町村に照会します（番号法第19条7号）。その際、何らかの理由により所得確認ができない場合は、一部負担金が3割となります。再度判定をご希望の方は、所得がわかる書類を支部事務所までお送りください。

人工透析を受けている70歳未満の方へ

人工透析を受けている70歳未満の方で、「特定疾病療養受療証」の有効期限が令和7年7月31日の方は、更新手続きをお済ませください。

●申請手続きに必要な書類●

☐ 特定疾病療養受療証交付申請書

※所得情報は、番号法第19条7号により市区町村へ照会します。その際、何らかの理由により所得確認ができない場合は、市区町村で発行した証明書が必要になります。

療養費の支給申請

次のような場合は、支払った費用の一部を支給します。

- ・組合の資格取得の手続き中のため、被保険者証を持参せず医療機関等を受診したとき
- ・緊急時に被保険者証不携帯で受診したとき
- ・海外で診療を受けたとき（※詳しくは★1）
- ・医師の指示により義手・義足・義眼・コルセット・弾性着衣などの治療用装具を購入、装着したとき
- ・医師の指示により靴型装具を購入、装着したとき（※型装具についての申請の際には写真や画像データの添付が必要です。）
- ・9歳未満の小児が小児弱視等の治療で眼鏡やコンタクトレンズを購入したとき
- ・生血液の輸血を受けたとき
- ・柔道整復師の施術を受けたとき（※詳しくは★2）
- ・医師の同意を得て、はり・きゅう・あん摩・マッサージを受けたとき（※詳しくは★3）など

●申請手続きに必要な書類●

申請手続きに必要な書類は申請内容によって異なります。詳しくは支部事務所にお問い合わせください。

★1 海外療養費の支給申請

海外旅行などで渡航中に病気や怪我でやむを得ず現地の医療機関を受診した場合、帰国後申請により医療費の一部を支給します。申請書類の翻訳や連合会の審査など、支給には数ヵ月を要します。

●申請手続きに必要な書類●

- ☐ 療養費支給申請書
- ☐ 対象となる医療費の領収書
- ☐ 診療内容明細書
- ☐ 国民健康保険用国際疾病分類表
- ☐ パスポートの写し
- 顔写真ページと今回の渡航期間・渡航場所がわかるページ
- ☐ 調査に係わる同意書

★ 2 柔道整復師による施術の受診

柔道整復師による施術の受診は、国民健康保険が適用される範囲が限られています。施術前に負傷原因を正しく伝え、被保険者証が使えるかどうかの確認をすることが大切です。

クイックマッサージやスポーツジムでのマッサージには、基本的には被保険者証は使えません。被保険者証持参での割引やサービスはありませんので、十分ご注意ください。

また、同一の負傷について、同時期に被保険者証を使用して整形外科の治療と柔道整復師の施術を重複して受診することはできません。

■ 外傷による負傷が対象

療養費が支給されるのは、急性または亜急性の外傷による打撲、ねんざ、挫傷、骨折、脱臼により柔道整復師の施術を受け、組合が認めた場合です。内的原因による症状は対象となりませんのでご注意ください。

★ 3 はり・きゅう・あん摩・マッサージの受診

保険適用となる、はり・きゅう・あん摩・マッサージの施術を受けるには、予め医師の同意書（病名、症状、発病年月日の明記されたもの）が必要です。

■ 保険適用とならない受診内容

以下の場合、被保険者証は使えません。

- ・単なる肩こり、腰痛、筋肉疲労など
- ・病気（神経痛、リウマチ、五十肩、ヘルニアなど）
- ・医師の同意のない骨折及び脱臼の治療（応急手当を除く）
- ・仕事中や通勤途中の負傷（労災）
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・症状の改善の見られない長期の施術 など

高額療養費の支給申請

該当する方（または該当になりそうな方）へは、組合から申請書をお送りします。

※高額療養費は医療機関から提出されるレセプトに基づき支給するため、レセプト提出が遅れている場合は、支給されるまでに数カ月を要します。予めご了承ください。

● 申請手続きに必要な書類 ●

- ☐ 高額療養費支給申請書
- ☐ 対象となる医療費の領収書

適用区分	所得条件	限度額
ア	旧ただし所得 901 万円超	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1% 《多数該当：140,100 円》
イ	旧ただし所得 600 万円 ～ 901 万円以下	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1% 《多数該当：93,000 円》
ウ	旧ただし所得 210 万円 ～ 600 万円以下	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% 《多数該当：44,400 円》
エ	旧ただし所得 210 万円以下	57,600 円 《多数該当：44,400 円》
オ	住民税非課税	35,400 円 《多数該当：24,600 円》

所得情報は番号法第19条7号により市区町村へ照会します。

住民税の課税情報が不明の場合、適用区分が正しく判定されず、本来よりも高い金額の自己負担になります。

以下の場合、市区町村に所得の登録がない場合があります。ご注意ください。

【例①所得の申告がないとき】

確定申告をしているがご家族の所得を申告されていない方等

【例②所得が不明の方が世帯内にいるとき】

アルバイト・パートの方で収入が少額で確定申告をされていない方等

マイナ保険証と連携される限度額適用認定証の適用区分が上の表「ア」として取り扱われます。

所得区分が基準以下（非課税など）で申告が必要ない方も市区町村で「市民税・県民税申告書」または「特別区民税・都民税申告書」を申請いただくと、全国歯で所得の情報がわかるようになりますので所得の申告を市区町村までお願いします。また、何らかの理由により組合が所得の確認をできない場合は、市区町村で発行した証明書が必要となります。

所得が不明な70歳未満は区分が「ア」として取り扱われます。

所得が不明な70歳以上は区分が「一般」として取り扱われます。

その他の保険給付の支給申請

傷病手当金の支給申請

保険料を完納している組合員が入院した場合、入院1日目から支給します。

ただし、同一年度内の疾病について支給期間は90日を限度とします。

2.3種の支給額が増額しました。

【支給額】（入院1日につき）

1種組合員 4,000円

2種組合員 4,000円

3種組合員 4,000円

※令和7年4月1日以降の入院から、1日につき
4,000円

●申請手続きに必要な書類●

☐ 傷病手当金支給申請書

出産育児一時金の支給申請

被保険者が出産（妊娠85日以上の子死産・流産を含む）した場合に、支給します。

【支給額】 1児につき 500,000円

●申請手続きに必要な書類●

☐ 出産育児一時金支給申請書

☐ 母子手帳の出生届出済証明書の写し（市区町村の証明）

☐ 産科医療補償制度に加入する医療機関等での出産したことを証明する所定の印が押された領収書等の写し

☐ 直接支払制度に関する合意書の写し

出産手当金の支給申請

被保険者である組合員本人が、出産のため仕事を休んだ期間について、組合員の申請により支給します。ただし支給対象は、組合員となった日から継続して1年経過した日の翌日からです。支給期間は90日を限度とします。

【対象者】

産前6週間、産後8週間において業務に服さなかった組合員

【支給額】 1日につき 4,000円

※令和7年4月1日以降の産休から、1日につき
4,000円

●申請手続きに必要な書類●

☐ 出産手当金支給申請書

☐ 申請書の医師、助産師の証明または、出産した事実を確認できる書類

☐ 申請書の事業主の証明または、産休の期間が確認できる書類

※出産手当金が支給された期間は傷病手当金の支給は出来ません。

支給額が
増額しました。

葬祭費の支給申請

被保険者が死亡した場合、葬祭を行った方に対して支給します。

【支給額】

1種組合員 300,000円

2種組合員 150,000円

3種組合員 100,000円

1・2・3種組合員の家族 100,000円

後期高齢者の1種組合員の家族 100,000円

●申請手続きに必要な書類●

☐ 葬祭費支給申請書

☐ 葬祭を行った方を判断できる書類

☐ 亡くなった事実を証明する書類

移送費の支給申請

病気や怪我のために移動が困難な患者が、医師の指示により緊急的に移送された場合に支給します。

ただし支給には条件がありますので、詳しくは支部事務所にお問い合わせください。

●申請手続きに必要な書類●

☐ 移送費支給申請書

☐ 医師の意見書（医師の署名捺印のあるもの）

☐ 領収書など移送に要した費用の額を証明する書類

インフルエンザ予防接種補助の支給申請

インフルエンザの予防接種を受けた場合、申請により費用の一部を支給します。

【対象者】

被保険者

【支給額】

年度ごと1名につき4,000円を限度（費用額が限度額未満の場合は実費分）に支給。

◎13歳未満は1名につき6,000円を限度（2回接種の場合、2回分の領収書の合算額から限度額内）に支給します。

【実施期間】

令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

【申請期限】

令和8年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

☐ インフルエンザ予防接種補助金申請書

☐ 領収書（予防接種日、医療機関名及び印、予防接種者名、インフルエンザ予防接種であることが明記されたもの）

新型コロナウイルス 予防接種補助の支給申請

新型コロナウイルスワクチン接種を受けた場合、申請により費用の一部を支給します。

【対象者】

生後6か月以上の被保険者

【支給額】

年度ごと1回の接種に限り、1名につき5,000円を限度（費用額が限度額未満の場合は実費分）に支給します。

◎2回目以降の接種は全額自己負担となります。

◎他制度（市区町村等）により補助を受けることができる場合はその補助制度を優先とし、自費負担が発生した場合に限度額まで支給します。

【実施期間】

令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

【申請期限】

令和8年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

- ☐ 新型コロナウイルスワクチン接種補助金申請書
- ☐ 領収書（ワクチン接種日、医療機関名及び印、ワクチン接種者名、新型コロナウイルスワクチン接種であることが明記されたもの）

節目健診のご案内

人間ドックなどの健診が可能な医療機関で受診後、申請書類を支部事務所までお送りください。

【対象者】

- (1) 本年度中に30歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する1種組合員と2種組合員
- (2) (1)で対象になる1種組合員の被保険者である配偶者（年齢問わず）
- (3) 本年度中に20歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する3種組合員

【支給額】

同一年度内に受診した健診に対し（複数の場合は、合計に対し）30,000円を限度に支給します。

【申請期限】

令和8年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

- ☐ 節目健診補助金支給申請書
- ☐ 対象となる健診の領収書

がん検診のご案内

がんの予防及び早期発見を推進し、がんによる死亡率の減少、医療費を抑制することにもつながりますのでご利用ください。

【がん検診の種類】それぞれ年1回まで

検診の種類	対象者	補助上限額
胃がん1（胃内視鏡検査）	50歳以上	8,900円
胃がん2（胃部エックス線検査）	40歳以上	6,400円
子宮頸がん（視診、子宮頸部の細胞診及び内診）	20歳以上	3,400円
肺がん1（胸部エックス線検査）	40歳以上	1,800円
肺がん2（胸部エックス線検査及び喀痰細胞診）	40歳以上	3,100円
乳がん（乳房エックス線検査もしくは視触診及び乳房エックス線検査）	40歳以上	4,200円
大腸がん（便潜血検査）	40歳以上	1,300円

【実施期間】

令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

【申請期限】

令和8年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

- ☐ がん検診補助金支給申請書
- ☐ 対象となる検診の領収書

※全額自費による検査の場合のみ支給対象となります。

また、人間ドックなどの総合健診の場合は、がん検診の種類・金額の内訳がわかる書類が必要です。

特定健診・特定保健指導を受けましょう

40～74歳の被保険者を対象

特定健診・特定保健指導は、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目し、その要因となっている生活習慣の改善に向け、保健指導などの健康づくり支援を行い、糖尿病などの生活習慣病の有病者・予備群を減少させることが目的です。

◆特定健診◆

8,000円相当の費用が0円で受診できます。さらに受診された方にクオカード1,000円をプレゼント！

4月より順次、特定健康診査の受診券と特定保健指導の利用券が1つになっている「受診券」をお送りしております。

受診が可能な詳しい医療機関情報については全国歯のホームページをご確認ください。

【診査内容】

基本項目	質問（問診）
	身体測定
	理学的所見（身体診察）
	血圧
	血中脂質検査
	肝機能検査
	血糖検査
	尿検査

費用は無料

医師の判断による追加項目	貧血
	心電図
	眼底
	血清クレアチニン

【受診期間】

令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

【受診時にお持ちいただくもの】

□受診券（特定健康診査の「受診券」と特定保健指導の「利用券」がセットになった券）

□被保険者証・マイナ保険証・資格確認書のいずれか。

□質問票（医療機関にもございますが、予めご記入いただきますと、スムーズです。全国歯のホームページからダウンロード可能です。）

40歳未満の方は前述の節目健診の受診によりご自身の健康管理にお役立て下さい。

◎受診券を紛失された方は再交付をしますの
で、各支部事務所までご連絡ください。

特定保健指導

特定健診を受診された方の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、医師、保健師などの専門スタッフによる生活習慣を見直すサポート、アドバイスが無料で受けられます。

メタボ改善のチャンスですので、特定保健指導に該当された方は、必ずご利用ください。

【利用方法】

特定健診後に、該当者に対して利用券を当組合より送付いたします。（特定健診受診日当日に同じ医療機関で特定保健指導を受ける場合、セット券にて受診ができます。）

特定保健指導は2つのパターンがあり、いずれか1つを選択しご利用ください。

◆医療機関で受診

HPの実施機関一覧をご確認いただき、電話等でご予約のうえご利用ください。

◆オンラインで受診

オンライン保健指導をご利用の方にAmazonギフトカード1,000円をプレゼント！

PC・スマホから簡単に面接日の予約ができ、面接日までに資料が郵送されます。お持ちの電子機器に遠隔面接ツールZoomのアプリをインストールしてお待ちください。

詳しいご案内は、利用券送付時に同封しておりますので、ご確認のうえご利用ください。

【受診期間】

令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

【受診時にお持ちいただくもの】

（医療機関の場合）

□特定保健指導利用券

□被保険者証・マイナ保険証・資格確認書のいずれか。

事業主（1種組合員）の皆様へ

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により、40歳未満の従業員の定期健康診断等の結果データの提供をお願いします。

マイナポータルで健診結果を閲覧可能にするため保険者が健診結果の提供依頼をすることが可能となりました。

歯科健診のご案内

◆事業主（1種組合員）の皆様へ◆

歯科疾患を早期に発見し予防等に努め、全身の健康保持増進をはかることを目的としております。1種組合員、後期高齢者の1種組合員も含めた被保険者すべての方を対象とします。ぜひご利用ください。

【対象者】

- ◎1種組合員、後期高齢者の1種組合員、2種組合員、3種組合員及び被保険者である組合員に属する世帯員（健診時18歳以上の者）、（1種組合員、後期高齢者の1種組合員は問診用紙の記入を受診とみなします。）

【受診期間】

令和7年4月1日～令和8年2月末日

【実施場所】

- ◎1種組合員、後期高齢者の1種組合員の家族は自家の診療所
◎2・3種組合員及び2・3種組合員の家族は雇用されている1種組合員、後期高齢者の1種組合員の診療所

【支給額】

歯科健診に係る歯科健診文書料及び指導料は、支部事務所より受診者1名につき1,000円を実施医療機関へ支給します。（実施期間内1度限り）

【申請期限】

令和8年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

下記書類に健診結果をご記入いただき、支部事務所へご提出をお願いします。

☐問診用紙

☐歯科健診診査用紙（組合提出用）

※1種組合員、後期高齢者の1種組合員は問診用紙のみ必要となります。

禁煙対策事業（禁煙支援プログラム）のご案内

申込者先着50名の方を対象に、オンライン診療と禁煙補助薬を送付して、禁煙・卒煙希望者の支援を実施します。

詳しくは全国歯のホームページに掲載します。

URL:<https://bit.ly/3xYwRin>



ジェネリックお願いカードについて

診療を受けるときに医師に「ジェネリック医薬品を処方してください」と言いづらいこともあると思います。そんな時は「ジェネリック医薬品お願いカード」および「問診票」を窓口に出して、あなたの意志を伝えてください。

当組合のHPから「ジェネリック医薬品お願いカード」の印刷ができます。

ジェネリック医薬品差額通知について

年に2回、ジェネリック医薬品差額通知を送付しております。

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許期間が終わってから製造・販売される薬のことで後発医薬品とも呼ばれています。新薬と同じ有効成分ですが開発費が抑えられるため、価格が安いというメリットがあり、調剤の窓口負担や医療費負担の軽減に貢献することが期待されています。

調剤の種類や病気によってはジェネリック医薬品を利用できない場合もありますので、医療機関等にご相談のうえ、上手に利用してください。

医療費通知について

年に6回、医療費通知を送付しております。医療費通知が届きましたら、受診した診察日数や医療費の額に誤りはないかなど、適正に医療機関から請求がされているか、必ずご確認ください。

医療機関等から提出されたレセプトに誤りがあり修正が必要な場合は、その受診に関する通知は掲載されません。医療機関からの誤請求防止にもつながりますので、不明な点がございましたらご連絡ください。

【送付時期について】

送付月	記載内容
令和7年 6月	令和7年 1～ 2 月受診分
令和7年 8月	令和7年 3～ 4 月受診分
令和7年 10月	令和7年 5～ 6 月受診分
令和7年 12月	令和7年 7～ 8 月受診分
令和8年 2月	令和7年 9～11 月受診分
令和8年 4月	令和7年 12 月受診分

なお、再発行はできませんので大切に保管してください。

仕事のストレス・人間関係の悩みについて カウンセラーに相談してみましょう

臨床心理士等の資格を有するカウンセラーとの電話、面接およびインターネットによるWebカウンセリング事業を行っております。

(面接の予約やご相談に関連上、居住地、年齢等を伺う場合がありますが、相談の有無が当組合や勤務先、ご家族等に伝わることはありません。)

◆電話カウンセリング◆

プライバシー厳守

- ・相談料、通話料無料。
- ・1日1回20分程度。ご利用回数の制限なし。
- ・面接カウンセリングに移行できます。

専用ダイヤル：0120-926-189 (無料)

◆面接カウンセリング◆

- ・年度内1人5回まで無料。
- ・面接は1回50分程度(目安)。

(6回目以降もご利用は可能ですが、相談料は有料となり、ご相談者様にご負担いただきます。料金はカウンセリングルームにより異なりますので、全国歯ホームページをご覧ください。)

◆Webカウンセリング◆

- ・ホームページから「心のWeb相談」をご利用いただけます。

メンタルヘルスカウンセリング専用ダイヤルの下6桁がログイン番号です。

メンタルヘルスをeラーニング コンテンツを視聴

メンタルヘルスを中心とした動画によるeラーニングコンテンツを利用できます。

全国歯科医師国保のホームページからヘルスフルチャンネルにアクセスして下さい。

パスワードは「926189」です。

動画テーマ：メンタルヘルス、がん予防、運動、食生活、メタボ対策、感染症対策、職場環境、禁煙など

健康管理アプリ「カロミル」

カロミルとは、写真を撮るだけで簡単に記録できる健康アプリです。食事はもちろん、体重や血圧、血糖値も写真を撮って自動で記録できます。

2次元バーコードからダウンロードしてご利用ください。



後期高齢者の1種組合員 保健事業のお知らせ

傷病見舞金の支給申請

後期高齢者の1種組合員が入院した場合、入院1日目から傷病見舞金を支給します。

ただし、同一年度内の疾病について支給期間90日を限度とします。

(後期高齢者の1種組合員となるまでに傷病手当金を受給している場合は、その支給期間を含める)

【支給額】入院1日につき 4,000円

●申請手続きに必要な書類●

☐ 傷病見舞金支給申請書

☐ 入院期間が明記された対象となる医療費の領収書

死亡見舞金の支給申請

後期高齢者の1種組合員が死亡した場合、遺族に対して支給します。

【支給額】300,000円

●申請手続きに必要な書類●

☐ 死亡見舞金支給申請書

☐ 死亡届や死亡診断書の写しなど亡くなった事実を証明する書類

節目健診のご案内

人間ドックなどの健診が可能な医療機関で受診後、申請書類を支部事務所までお送りください。

【対象者】

- (1)本年度中に75歳以上の5歳ごとの節目の年齢に達する後期高齢者の1種組合員
- (2)(1)で対象になった後期高齢者の1種組合員の被保険者である配偶者

※ただし同一年度内に1種組合員またはその配偶者として受診された方は対象外

【実施期間】

令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

【支給額】

同一年度内に受診した健診に対し、（受診した健診が複数の場合は、その費用の合計額に対して）30,000円を限度に支給

【申請期限】

令和8年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

- ☐ 節目健診補助金支給申請書
- ☐ 対象となる健診の領収書

新型コロナウイルスワクチン 接種補助の支給申請

新型コロナウイルスワクチン接種を受けた場合、申請により費用の一部を支給します。

【対象者】

後期高齢者の1種組合員

【支給額】

年度ごと1回の接種に限り、1名につき5,000円を限度（費用額が限度額未満の場合は実費分）に支給します。

◎実施期間内2回目以降の接種は全額自己負担となります。

◎他制度（市区町村等）により補助を受けることができる場合はその補助制度を優先とし、自費負担が発生した場合に限度額まで支給します。

【実施期間】

令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

【申請期限】

令和8年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

- ☐ 新型コロナウイルスワクチン接種補助金申請書
- ☐ 領収書（ワクチン接種日、医療機関名及び印、ワクチン接種者名、新型コロナウイルスワクチン接種であることが明記されたもの）

インフルエンザ予防接種補助の支給申請

インフルエンザの予防接種を受けた場合、申請により費用の一部を支給します。

【対象者】

後期高齢者の1種組合員

【支給額】

年度ごと1名につき4,000円を限度（費用額が限度額未満の場合は実費分）に支給。

【実施期間】

令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

【申請期限】

令和8年3月31日までに支部事務所必着

●申請手続きに必要な書類●

- ☐ インフルエンザ予防接種補助金申請書
- ☐ 領収書（予防接種日、医療機関名及び印、予防接種者名、インフルエンザ予防接種であることが明記されたもの）

◆支給申請先、お問い合わせについて◆

各種申請については支部事務所が受付窓口となります。また必要な書類、手続き方法、支給額など不明な点がありましたらお気軽に支部事務所までお問合せください。

〔支部事務所連絡先〕

栃木県支部	028-648-0472
山梨県支部	055-252-6481
青森県支部	017-777-4907
岐阜県支部	058-274-6110
富山県支部	076-432-9666
滋賀県支部	077-523-2787
京都府支部	075-812-8495
岡山県支部	086-224-7777
山口県支部	083-928-8023
島根県支部	0852-24-2757
鳥取県支部	0857-23-2621
香川県支部	087-851-4965
徳島県支部	088-631-3977
高知県支部	088-823-7369
新潟県支部	025-250-7755
岩手県支部	019-623-1571
石川県支部	076-251-1011
長野県支部	026-222-8020
福井県支部	0776-25-6108
沖縄県支部	098-889-2288

届出が必要なのは、こんなとき

各支部事務所に
承ります。

届出に必要な書類は、全国歯HP内にてダウンロード可能です。

◎交通事故にあったとき

交通事故などの第三者による病気やけがの医療費は本来、被害者の過失を除いて加害者（第三者）が負担すべきものです。被保険者証等を使用して診療を受ける場合は、必ず支部事務所へご連絡ください。加害者に請求する手続きを行います。

また骨折、捻挫、打撲などの第三者によるものと思われるけがで被保険者証等を使用された方に、支部事務所から負傷の原因などをお伺いすることがあります。ご協力をお願いします。

◎退職等するとき

●申請手続きに必要な書類●

- ☐ 資格喪失届
- ☐ 被保険者証または資格確認書（お持ちの方はその他の証も合わせて必要）
- ☐ 脱退届（資格要件を満たしているが喪失するとき）

◎資格喪失（退職等）後、全国歯の被保険者証等を使用して医療機関を受診したとき

全国歯の被保険者の資格喪失後に、全国歯の被保険者証等を使用して医療機関等を受診された場合、全国歯が負担した7割または8割の医療費について、返還して頂く必要があります。

◎結婚などで家族が全国歯に加入するとき

●申請手続きに必要な書類●

- ☐ 資格取得届
- ☐ 世帯全員の住民票（個人番号除く）
- ☐ 加入する方の以前加入していた健康保険資格喪失証明書
- （市町村国保の場合は被保険者証の写しまたは、資格確認書／資格情報のお知らせの写し）
- ☐ 健康保険適用除外承認申請書（該当者のみ）

※令和6年12月以降に資格取得された方は、被保険者証の代わりに「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を発行しています。

◎子供が生まれて全国歯に加入するとき

●申請手続きに必要な書類●

- ☐ 資格取得届
- ☐ 世帯全員の住民票（個人番号除く）

◎住所や氏名が変更になるとき

●申請手続きに必要な書類●

- ☐ 住所氏名変更届
- ☐ 被保険者証または資格確認書
- （再交付が必要な場合：お持ちの方はその他の証も合わせて必要）
- ☐ 世帯全員の住民票（個人番号除く）
- ☐ 世帯における保険の加入状況確認書

◎家族が修学のため居住地を離れるとき

●申請手続きに必要な書類●

- ☐ 該当届（国民健康保険法第116条）
- ☐ 在学証明書の写し

◎長期入院・介護施設入所等のため居留地を離れるとき

●申請手続きに必要な書類●

- ☐ 該当届（国民健康保険法第116条の2）
- ☐ 入所証明書等の住所が確認できる書類

◎被保険者証をまたは資格確認書／資格情報のお知らせを紛失したとき

●申請手続きに必要な書類●

- ☐ 再交付申請書 ／ ☐ 資格確認書交付申請書
- ☐ 返納不能届書 ／ ☐ 始末書

紛失や盗難にあったときは、被保険者証（資格確認書）を悪用され、身に覚えのないローンを組まれる場合があります。以下の機関に連絡しておくと、被害を防ぐ有効な手段となります。

個人信用情報機関

（株）シー・アイ・シー（クレジット系）

0670-666-414

全国銀行個人信用情報センター（銀行系）

0120-540-558

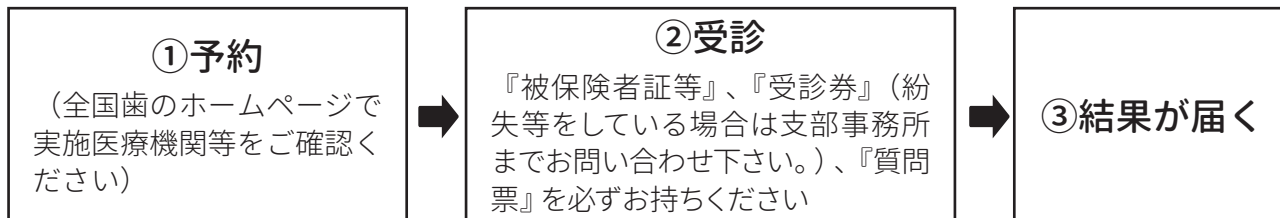
日本信用情報機構（消費者金融系）

0570-055-955

特定健康診査を受診された方に 1,000円分のQUOカードを進呈します！

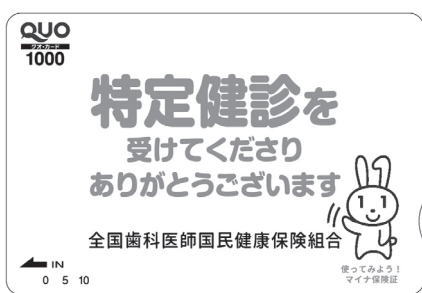
QUOカードは、約6万のお店でご利用いただける、全国共通のギフトカード（商品券）です。

【特定健康診査 受診の流れ】



当組合が、受診を確認でき次第QUOカードをお送りします。（年度内1度のみ1枚まで。）

当組合が受診を確認できるまでに、数ヵ月を要しますのでご了承ください。



なお、事業主が保険者の求めに応じて行う、特定健診項目に該当する健診結果データの提供は、法令に基づく提供であるため個人情報保護法に制限されず、従業員本人の同意なく行うことができます。

事業者健診結果を提供するとQUOカード2,000円分を進呈！

1種組合員（事業主）様へ事業者健診（※）結果提供のお願いを致します。事業者健診結果と質問票（要記入）を支部事務所へ送付いただければ、特定健康診査を受診したものとみなし、受診された方にQUOカード（**2,000円分**）を進呈します。また、健診結果データが保健指導の対象となる場合は、その従業員の方に、特定保健指導のご案内をいたします。

事業主の皆様には、従業員の方に特定保健指導を受ける機会を確保し健康管理に役立てていただくために、事業者健診の結果データをご提供いただきますようよろしくお願いいたします。

※事業者健診は、事業主健診とも言われており、従業員に対して実施する定期健康診断のことです。

【対象者】

☐ 当組合にご加入で、**特定健診受診券を使用せず**に事業者健診を受診された40歳～74歳までの方

【ご提供いただきたいデータ】

☐ 事業者健診結果（結果票等の写し）〔健診項目〕内容がすべて記入されているもの

☐ 質問票（要記入）本紙中の質問票をコピーもしくは当組合のホームページよりダウンロードしてください。

【健診項目】

健診日、身長、体重、BMI、腹囲、血圧（収縮期・拡張期）、尿検査（糖・蛋白）、血中脂質（中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール）、肝機能（GOT・GPT・γ-GTP）、糖代謝（空腹時血糖またはヘモグロビンA1c）

全国歯 特定健診 検索

特定保健指導ご利用案内

WEB利用も
選べます！

特定健診の結果をもとに、メタボリックシンドロームの該当者又は予備群と判定された方へ、無料の生活習慣見直しプログラム「特定保健指導」を実施しております。該当者には「利用券」をお送りしますので是非ご利用ください。特定保健指導は下記の2つの方法からいずれか1つをお選びください。（重複利用不可）

【パターン①】 特定保健指導を実施している医療機関等を利用

特定保健指導は事前に予約が必要です。

実施医療機関へご予約の上、ご利用ください。

実施医療機関につきましては、詳しくは全国歯のHPに掲載しております。

または

【パターン②】 WEB（パソコン・スマートフォン・タブレット）を利用



スマホで生活習慣改善のアドバイスを受けてアマゾンポイントをもろう！
スマホで完結！マイトク

スマホで生活習慣改善のアドバイスを受けてアマゾンポイントをもろう！

① 特定保健指導のご案内が届きます

特定健診を受け、特定保健指導の対象となった方にはWEBで受けられる特定保健指導のご案内が届きます。

② WEB面接の予約をしましょう

ご案内が届きましたら予約サイトよりWEB面接を希望する日をご予約ください。

③ 受付のお知らせ

予約が完了しますと予約を受け付けた旨をお知らせするメールをお送りします。
また、初回のWEB面接で使用するテキスト等がお手元に届きます。

④ 初回面接を受けましょう

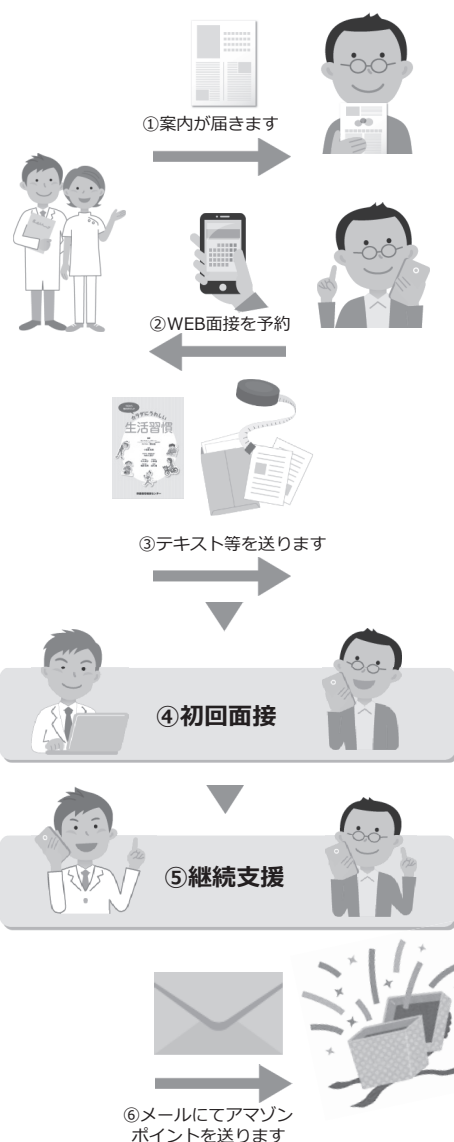
予約日時になったら、メールに記載のURLをクリック、面接を開始します。
面接はスマホ、タブレット、パソコンなどお持ちの端末で受けられます。
職場、自宅など場所も自由です。
Wi-Fi環境を推奨します。

⑤ 継続してお電話にてアドバイス

面接の内容をふまえ電話にて継続支援を行います。

⑥ アマゾンポイントをプレゼント

継続支援を受けられた方へアマゾンポイント（1000ポイント）を差し上げます。
ポイントはメールアドレスへお送りします。



質 問 票

保険者番号	0 0 0 9 3 0 1 3	保険者名	全国歯科医師国民健康保険組合										
受診者の被保険者証記号・番号・枝番		受診者氏名(フリガナ)						生年月日			性別		年齢
全歯		フリガナ						年 月 日			男 女		歳
								西暦			☐ ☐		

質 問 項 目		回 答	
		①はい	②いいえ
1-3	現在、aからcの薬の使用の有無 ※医師の診断・治療のもとで服薬中の者を指す。		
1	a. 血圧を下げる薬	☐	☐
2	b. 血糖を下げる薬又はインスリン注射	☐	☐
3	c. コレステロールや中性脂肪を下げる薬	☐	☐
4	医師から、脳卒中（脳出血、脳梗塞等）にかかっていると言われたり、治療を受けたことがありますか。	☐	☐
5	医師から、心臓病（狭心症、心筋梗塞等）にかかっていると言われたり、治療を受けたことがありますか。	☐	☐
6	医師から、慢性腎臓病や腎不全にかかっていると言われたり、治療（人工透析等）を受けていますか。	☐	☐
7	医師から、貧血と言われたことがありますか。	☐	☐
8	現在、たばこを習慣的に吸っていますか。 （※「現在、習慣的に喫煙している者」とは、 条件1：最近1ヶ月間吸っている 条件2：生涯で6ヶ月間以上吸っている、又は合計100本以上吸っている）	① ☐ はい（条件1と条件2両方満たす） ② ☐ 以前は吸っていたが、最近1か月間は吸っていない（条件2のみ） ③ ☐ いいえ	
9	20歳の時の体重から10kg以上増加している。	☐	☐
10	1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施している。	☐	☐
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施している。	☐	☐
12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。	☐	☐
13	食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。	① ☐ 何でもかんで食べることができる ② ☐ 歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある ③ ☐ ほとんどかめない	
14	人と比較して食べる速度が速い。	① ☐ 速い ② ☐ 普通 ③ ☐ 遅い	
15	就寝前の2時間以内に夕食をとることが週3回以上ある。	☐	☐
16	朝昼夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか。	① ☐ 毎日 ② ☐ 時々 ③ ☐ ほとんど摂取しない	
17	朝食を抜くことが週3回以上ある。	☐	☐
18	お酒（日本酒、焼酎、ビール、洋酒等）を飲む頻度 （※「やめた」とは、過去に月1回以上の習慣的な飲酒歴があった者のうち、最近1年以上酒類を接種していない者）	① ☐ 毎日 ② ☐ 週5～6日 ③ ☐ 週3～4日 ④ ☐ 週1～2日 ⑤ ☐ 月に1～3日 ⑥ ☐ 月に1日未満 ⑦ ☐ やめた ⑧ ☐ 飲まない（飲めない）	
19	飲酒日の1日当たりの飲酒量 （※飲まないと回答した方は①1合未満にチェック） 日本酒1合（アルコール度数15度・180ml）の目安： ビール（同5度・約500ml）、焼酎（同25度・約110ml）、 ウィスキー（同43度・約60ml）、ワイン（同14度・約180ml）、 缶チューハイ（同5度・約500ml、同7度・約350ml）	① ☐ 1合未満 ② ☐ 1～2合未満 ③ ☐ 2～3合未満 ④ ☐ 3～5合未満 ⑤ ☐ 5合以上	
20	睡眠で休養が十分とれている。	☐	☐
21	運動や食生活の生活習慣を改善してみようと思いませんか。	① ☐ 改善するつもりはない ② ☐ 改善するつもりである（概ね6ヶ月以内） ③ ☐ 近いうちに改善するつもりであり、少しずつ始めている（概ね1ヶ月以内） ④ ☐ 既に改善に取り組んでいる（6ヶ月未満） ⑤ ☐ 既に改善に取り組んでいる（6ヶ月以上）	
22	生活習慣の改善について、これまでに特定保健指導を受けたことがありますか。	☐	☐

被保険者証の廃止について

お持ちの被保険者証は令和 7 年 7 月 31 日までお使いいただけます。

- 被保険者証は令和6年12月2日に廃止されましたが、お持ちの被保険者証は令和7年7月31日までご利用いただけます。
- ただし、12月2日以降に被保険者証を紛失された場合は再発行はできません。申請により「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を交付します。

令和 6 年 12 月 2 日より新規に全国歯の資格を取得された方

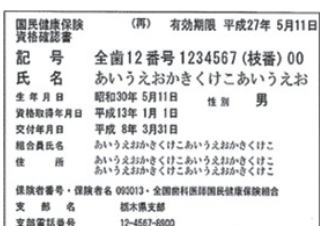
- 国から示されたマイナンバーカードと被保険者証の一本化（マイナ保険証）の方針に基づき、従来の被保険者証は令和6年12月2日に廃止され、新規発行が終了しました。令和6年12月2日より新規に全国歯の資格を取得された方には、マイナ保険証の保有の有無により、（1）または（2）を交付しています。

（1）マイナ保険証を保有している方

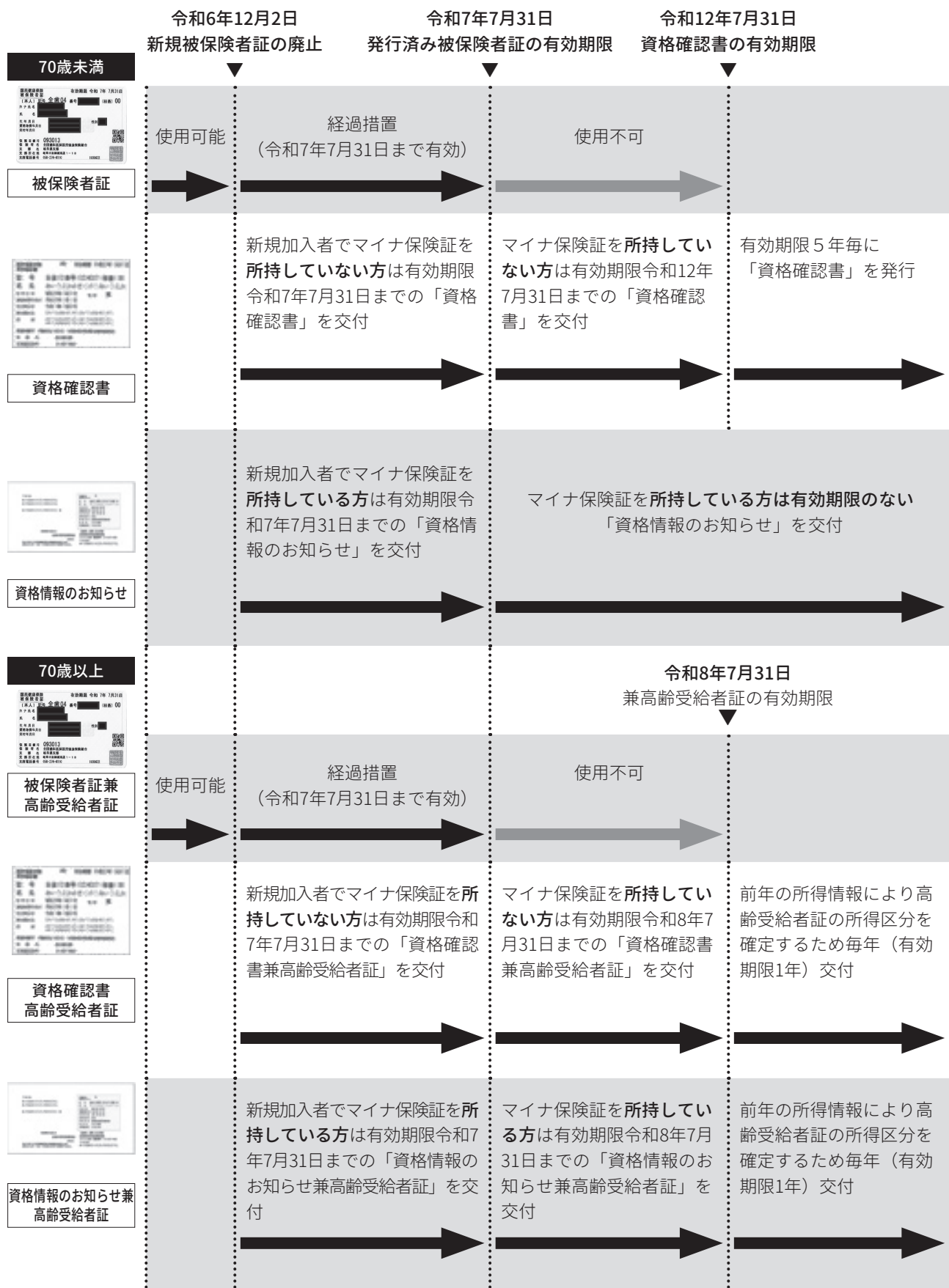
- 医療機関等を受診する際にマイナンバーカードを持参すると、被保険者証として利用いただけます。限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
- マイナ保険証の保有者が、令和6年12月2日以降に新規に資格を取得された場合には「資格情報のお知らせ(70歳未満)」「資格情報のお知らせ兼高齢受給者証(70歳以上)」を交付します。オンライン資格確認の義務化対象外の医療機関で、マイナ保険証と一体で携帯することで受診が可能です。

（2）マイナ保険証を保有していない方

- 令和6年12月 2 日以降に新規に資格を取得された場合にはマイナ保険証を保有していない方には、「資格確認書（70歳未満)」「資格確認書兼高齢受給者証（70歳以上)」を交付します。

受診先	マイナンバーカードあり		マイナンバーカードなし
	マイナ保険証あり (被保険者証と紐付けあり)	マイナ保険証なし (被保険者証と紐付けなし)	
医療機関	マイナンバーカード 	資格確認書 	
オンライン確認義務化対象外 医療機関 (柔整等)	マイナンバーカード 資格情報のお知らせ 		

被保険者証の廃止について 今後のスケジュール



(令和7年3月時点)

マイナ保険証利用時には 電子証明書の有効期限をご確認ください！

利用者証明用電子証明書(数字4桁)の用途

- 健康保険証利用時や、インターネットサイト等にログイン等をする際に利用します。
- 「ログイン等した者が、あなたであること」を証明することができます。



こんなことに使います！



- ✓ マイナ保険証としての利用
- ✓ マイナポータルへのログイン
- ✓ コンビニでの住民票等交付サービスの利用

※電子証明書が有効期限を迎えると、上記の一部機能が利用できません！速やかに更新をお願いします。

※マイナンバーカードには、署名用電子証明書(英数字の6～16桁)もあります。

電子証明書の有効期限について

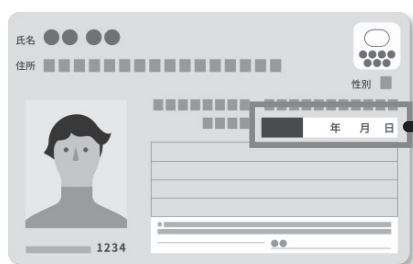
電子証明書の有効期限は、年齢問わず発行日から5回目の誕生日までです。

? マイナンバーカードそのものの有効期限は？

- 発行日から10回目の誕生日(未成年者は5回目)までです。
 - マイナンバーカードの更新には、交付時に来庁が必要です。事前申請をして交付時に来庁されると、その場で新しいマイナンバーカードと交換できますので、常にマイナンバーカードがお手元にある状態となります。
- ※これまでと同様、任意の代理人による受取が可能です。方法は、お住いの市区町村の窓口へお問い合わせください。

電子証明書の有効期限を確認するには？

マイナンバーカードの券面(左下図の赤枠部分)に記載されています。
記載がない場合は、右下図の手順でマイナポータルからご確認ください。



▲マイナンバーカードの券面



マイナポータルに
ログイン

▲マイナポータル

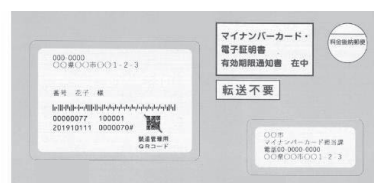


更新するにはどうしたら良いの？

有効期限の2～3カ月前を目途に有効期限通知書(右図)が送付されます。
通知が来ていなくても有効期限の3カ月前から更新ができます。

同封のパンフレットをの一読のうえ、余裕をもってお早めにお住まいの市区町村窓口で更新手続きをお願いします。
なお、電子証明書の有効期限が切れても、お住まいの市区町村窓口で手続きを行うことで再発行できます。

※電子証明書の更新と再発行の手続きはオンラインではできません。



▲有効期限通知書の封筒

? 有効期限が切れたことを忘れて
病院等に行ったら、どうなるのですか？



詳しくは裏面に

医療機関・薬局に設置されている顔認証付きカードリーダーでも 電子証明書の有効期限のアラートが表示されます

有効期限

顔認証付き
カードリーダーの画面

マイナ保険証利用について

3カ月前

マイナ保険証
使える

有効期限の3カ月前時点から有効期限まで、通知が表示されます。

証明書の有効期限が3カ月以内となっています。市区町村の窓口で更新手続きをお願いします。

次に進む



マイナ保険証で受診できます。

電子証明書の有効期限の2～3カ月前を目処に、「有効期限通知書」の封書が届きます（詳細はオモテ面参照）。
お住まいの市区町村窓口等で、速やかな更新をお願いします。



⚠ 期限切れ翌日

マイナ保険証
使える

有効期限切れの旨と、更新のお願いが表示されます。

電子証明書の有効期限が切れているため、資格情報のみ当機関に提供します。

お早めに市区町村の窓口で電子証明書を更新してください。

次に進む



有効期限切れから3カ月間は、引き続きマイナ保険証で受診できます。

ただし、保険資格情報の提供のみで、診療情報・薬剤情報等の提供はできません。速やかに再発行手続きをしてください。



3カ月後

マイナ保険証
使えない

3カ月を過ぎると健康保険証としても使えなくなります。

電子証明書が失効しています。

マイナンバーカードを取り出し、受付窓口までお越しください。

証明書の更新は、市区町村の窓口で手続きが必要です。



有効期限切れから3カ月間経過後は、マイナ保険証の利用ができません。

速やかに再発行手続きをしてください。

※ 有効期限が切れてから再発行手続きをされなかった場合、3カ月以内に資格確認書が交付されます。引き続き医療を受けられますので、ご安心ください。

マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

マイナンバー

マイナ保険証の
メリット等
について

ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

発 行 所 全国歯科医師国民健康保険組合 栃木県宇都宮市一の沢 2-2-5
東京事務所 東京都杉並区高円寺北 2-24-2 03-3336-8818
発 行 人 三塚 憲二

全国歯科医師国民健康保険組合ホームページ
<https://www.zensikokuho.or.jp>

ぜひご利用ください！

組合員専用ページのパスワード「648077」

組 合 報 No96 2025 年 5 月号